[寄稿 2] 「国と地方の協議の場」の法制化作業に参加して 衆議院議員、 内閣総理大臣補佐官●逢坂誠二 池田市長●倉田 19

[寄稿1] 「国と地方の協議の場」の制度の概要と具体的運営にあたって…

[寄稿4] 国政における基礎自治体の意思反映方法比較 の法制化の意義と課題 財団法人 日本都市センター理事・研究室長 ●吉田敏治 になれるか … 読売新聞東京本社編集委員●青山彰久 25 22

司会・コーディネー

座談会出席市長●西尾正範・函館市長

フィルムコミッションによる地

域活性化

■市長座談会:

・ター●細野助博・中央大学総合政策学部教授

真砂充敏・田辺市長/

/野村興兒・萩市長 、松浦幸雄・高崎市長

とっておき! 美しい都市の景観

柔らかな春キャベツを甘酢風味でさわやかに 食から考える 市 (福岡県) カ・ラ・ ダ いきいきライフ(服部幸應 監修) 春キャベツのカニ棒巻き

「堀割

.....34

会津若松市 (福島県) サムライシティ会津が大胆に仕掛ける 地域のにぎわい再生・活力再生大作戦!

会津若松市長●菅家一郎

表紙イラスト:山本 陽 本文イラスト:細田雅亮

■都市のリスクマネジメント …………………42 自治六法の不在

市町村アカデミー客員教授・大塚康男

Τ

■経済の動き

、増税は景気を悪化させるの

東京大学大学院教授●伊藤元重

30

ジャーナリスト●松本克夫:

32

■世界の動き

ギリシャ危機で輝き失っ

たモ

U

時事総研客員研究員●金重

28

■自治の動き/

「失われた10年」を越えて

マイ・プライベ

ふるさとが私の活

その活力をふるさとへ

豊後高田市長●永松博文

タイム …………

S

き

■全国市長会の動き— Mayors' Action …………58

■発見! 驚き!「市政」トリビアクイズ ······62

C

0

歴史に見る

IJ

ダ

ر ا ا

それを支えた人たち

今こそ独自の突破力と発信力を

西山の豊かな自然に抱かれて

活力ある、安心安全のまちづくり

長岡京市長●小田

総社市長●片岡聡一

末の翻訳の

わずらわ

ž

川路聖謨

£

作家●童門冬

62

56

■編集後記

Τ

E

わが市を語る ………

生き活きところざわ あったか市政」の実現を目指して

所沢市長●当麻よし子

釜石市長●野田武則

44

志摩市長●大口秀和

「里海」の概念に基づいた

「人と自然が共生するまちづくり」

「就地取材」の精神で希望のまちづくりを

: 15

フィルムコミッションによる 地域活性化



野村 興兒





松浦 幸雄

めています。

ますます注目を集

今回の座談会では、

フィルム



西尾 正範 菌館市長(北海道)

司会・コーディネーター

—— 細野 助博 —— 中央大学総合政策学部教授

コミッションに力を入れている 高崎市長、真砂充敏・田辺市長、 高崎市長、真砂充敏・田辺市長、 野村興兒・萩市長にお集まりい ただき、フィルムコミッション を設立した経緯やその運営、現 在の効果などを中心にお話しい ただきました。

体が注力し始めたフィルムコ 体が注力し始めたフィルムコ 発信などに貢献するほか、経済 発信などに貢献するほか、経済 の対果も期待できるなど、地域の魅力の れ以来、

観光課長が窓口を務め、

対応していま

そ

函館市と同様、

制作側から「江戸時代に食べ

組織が設立されたのは平成12年のことです。

「萩ロケ支援隊(フィルムコミッション)」として

を思い出します。

中学生のころに、松陰百年祭記念の映画撮影に

吉田松陰の兄・梅太郎役を演じたこと

から映画撮影が活発に行われてきました。私も

言っていいほど、歴史的な資源に恵まれ、

以前

いわばまち全体が一つの大きな映画のセットと

江戸時代の町並みが現存している萩市は、

Ł

たらす直接的な経済効果を試算したところ、

るわけではないのですが、

ロケーション撮影が

がありますが、

か?」などと、

られていた野菜を明日の朝までに準備できます

難しい要求が立て続けにくること それらの要望にもスムーズに応

えています。

行政だけでなく、

撮影隊へは日常的に協力しています。

市民も映画撮影は慣れて

人ほどのエキストラを用意して

りますが、

多く

の市民

が快く応じてくれます。 ほしい」といった依頼もあり

撮影は夜遅くまで行 本当に楽しみながら参

1週間で300

れる場合もありますが、

してくれていますよ。

都市にさまざまな効果を与える

ルムコミッ

ショ

ン事業は裾野も広

市長座談会

映像が函館市を観光地として、 全国に売り込んだと言っても 言い過ぎではありません。

西尾

函館市は、観光資源としても知られる函

さらには山から港に向かって伸

どを行って

います。

域住民に対する協力要請、撮影時の立ち会い

たロケ支援などの取り組み、

ン設立の経緯などを中心に、

お話しください。

ルムコミッ

ショ

独であるという点です。現在、

特徴は、

函館市とは異なり、

を配置してロケ地の相談、

撮影協力の調整、

地

な

設立が相次ぎ、

現在、

ルムコミッショ

メージアッ

プや観光客誘致などにつなげたいと

うのが、その目的でした。

ン数は139にも及びます。

それでは、まず各都市がこれまで実施してき

館山や函館港、

びる坂道、異国情緒豊かな建造物など、

絵にな

セスにすぐれていることもあり、

着々と実績は

映像制作者が集中する首都圏からの交通ア

る風景が多くあるまちです。また、俳優やスタッ

北海道の中

一がっています。

撮影支援本数はここ数年は年

このよう

間70本前後と、設立初年度の平成15年度に比べ

400本以上の作品を

撮影の際には、

非



函館市長(北海道)

では交通アクセスも非常に良好です。 フの宿泊施設も充実しているほか、

設立ラッシュで、 コミッション」を設立しました。当時は全国的な れてきましたが、 ケ地とした映像作品は年間およそ60本にも上り テレビ番組やコマーシャルも含めると、本市をロ までに市内で撮影された映画は約70本、 な恵まれた撮影環境を生かして、 以前からロケ支援は市民レベルで熱心に行わ

平成15年に「はこだてフィ

織を挙げて、 用意はもちろんのこと、 を撮りたいので、 な要求に応えています。 い」といった、 以来、 撮影現場への同行、 可能なものは全面的に協力して 少々困難な要求もありますが、 今から消防車を用意してほ 中には、 映像関係者のさまざま 宿泊、 「火事のシーン やロケ弁当の

地域の魅力を全国に発信することで、 ラマ、CMなどの撮影を誘致し、 コミッション」を設立しました。 高崎市は平成14年12月に、「高崎フィ 映画やテレビド



通じ、

地域の知名度の向上はもちろんのこと、 映画やテレビをはじめとした映像作品

恩恵も与える取り組みとして、

全国の自治体で

ルムコミッション事業。観光振興など、経済的な 市民が地域を再認識するきっかけにもなるフィ 細野

行政と市民が一体となったロケ支援

映像を通じて 本市のイ

われわれも乗り遅れないよう 青年会議所などと連携して、 戦後からこれ さらに ルム 常に楽しそうに参加してくれています 約3500人にも上ります。 支援しています。 てほぼ倍増。これまで、 また、エキストラに登録している市民の数は 平成17年に公開された、 田辺市でのフィルムコミッションのきっ

翌年にも田辺市を口した。さらに、その した。さらに、そのったとのです。 遺産フィルムコミ 市民ボランティアに 夕日と彼女の涙」でし 援のために、 ション」 た。 督による映画「海と 市民が参加しました。 ケ地とした映画の支 よる「南紀田辺世界 ケのこの作品を機に、 オー 田辺市出身の監 が設立され、 ・ル田辺市 多く ツ 口

24回を数える「高崎映画祭」は、 映画好きの市民が手作りで

始めたのがきっかけです。

松浦 幸雄 高崎市長(群馬県)

真 砂 そのときの注目度はとり その直前にNHKの連続テレビ小説「ほんまも は開発とはこれまでまったく無縁で、 や文化を発信できるのも利点です。 ん」というドラマが放映されました。 観光客が一気に増えました。、平成16年に世界遺産登録されたことも 映像によって、 みが現存 その地域ならではの魅力 わけ高いも 幸い のがあり 図らず

値が出ています。 当代なども含めて、 ・成21年度はロケ隊の消費額、 5 0 00万円以上という数費額、エキストラの弁

及効果も大きいですね。 直接的な効果はもちろんですが、 その

すが、 言っても言い過ぎではありません。 いわば、映像が函館市を全国に売り込んだと Kの連続テレビ小説「北の家族」のおかげです。 のは、昭和48年放映の、本市を舞台にしたNH はありませんでした。それが一躍脚光を浴びた 函館市は現在では観光地として知られていま 実は昭和40年代まではそれほどの知名度

野 村

あります

く市民に認知されているとは言いがたい状況に フィルムコミッションの組織や活動がまだまだ広 持ったようです。

ただ、平成19年以降、

大きな映画ロケがなく、

松浦 高崎市では、経済面ばかりを重視していのか、具体的にお話しください。動を続けてこられて、どのような効果があった

期待できます。それでは、各都市では実際に活

観光振興はもとよりさまざまな面で効果が

ションのメンバ

ーも大いに経験を積み、

この2作品にかかわったことで、フィ

ルムコミッ 自信を

りました。 全国的にも話題になるなど、 は、「イカール星人」というキャラクターを使 うところが大きいでしょう。 信力」などがあります。これも、 たPR動画をユー 国で最も魅力的な市区町村の1位に選ばれま したが、その基準となる項目には「認知度」「発 (株式会社ブランド総合研究所)において、 さらに、本市は「地域ブランド調査200 チューブで展開したところ、 実際、 大きな反響があ 天際、函館市で 映像の力に負 9 全

田辺市は平 熊野地方を舞台に展開されたもので、 成17年に合 併したのです これは本

観光課内に3名

事業主体が市

「明治維新胎動の地」

というストーリーと共に、

野村

ただ、

映画祭は、

ています。

らうという非常にユニークな審査方式を取っに、これを映画検定1級合格者に審査しても

品のコンペティションを行っています。さら

40歳以下のアジア若手映画監督作

み「田辺・弁慶映画祭」を開催していますが、

辺市では平成19年以降、

弁慶生誕の地にちな

ここでは、

考えます。

野村 興兒

長に迎え「CINEMA塾」を開いて、

に翌2回目からは映画監督の原一男さんを塾

ら「HAGI世界映画芸術祭」を開催し、

さら

乗るまで10年はかかっています。当初は、映ものではありませんよ。「高崎映画祭」も軌道に

難しい面もありますね。

萩市でも平成6年か

松浦

61 ず

れにしても、

効果はすぐに表

れる

でいくかを考えなけ

ければいけなくなるでしょどのように受け継い

だんと高齢になって た市民有志も、 まで大きくしてく 映画祭を始め、ここ

だん

れ

継続するのが非常に

の育成にも努めてきました。

しかし、

撮影へ 映画人

の協力、

エキストラとしての参加には熱心で

Ŕ

映画祭となると、

財政的負担を伴うこと

もあり難しいところがありました。その結果、

廃止に至ってしまったという

萩市長(山口県)

萩市を発信していければと

西尾

ポイントは、

行政主導ではなく住民主

何かに熱中

が中心となって始めたものです。

めには、

丰

-となる

人材の確保が必要で

熱意を持

って、

を展開させていく

た

長期的に活

全国で映画祭は開催されているわけで

特徴を持たせることも必要です。

催していますが、これも同じように市民有志

7年から「函館港イルミナシオン映画祭」を開

組みは定着すると思います。本市でも、

平成

感じて 西尾

います。

ていく必要があると 参加型の映画祭に ら認知され

る、

す **真** か

から、

があるのです。

間と共に活動を展開し、

盛り立ててきた歴史

仲

うな「運動」があって、

初めてこのような取り

して、

政も含めて、

外への発信力を持っていく。そのよいめて、市全体を巻き込んでいく。そ

導だということでしょう。まず、

力を尽くす市民が現れる。仲間を増や

市民が映画関係者と人間関係を構築して、仲全国的に知られるようになりましたが、その手作りで始めたのがきっかけです。今でこそ

いて 光の資源にもなっているのだと思います。 単に建造物が残 は伝統文化や伝統的な生活様式も地域に息づ いるということです。 映像作品にも生かされるし、 って いるだけではなく、 だからこそ、 真の 貴重な

幕末から維新にかけ、 ければと考えています。 のようなストー た多くの先人がいます。 萩市はご存じのとおり、 リーと共に、 命を懸けて、 映像だけではなく、 明治維新胎動の地。 萩市を発信してい 力を尽く そ

真砂 考えられてきましたが、 入ったと考えています。 これまでは文化と経済は相反するものと 今や共存する時代に

むしろ、 地域文化に応じて、 たのではないかと思います。 地域でとれる産品、 地域文化が付加価値を生む時代になっ その価値が変わってくる。 生産される製品なども、

置づけています はその意味で、 していきたいですね。フィルムコミッション な地域コンテンツを活用して、積極的にPR を強みに、 方ならではの自然と共生してきた文化、 田辺市では合併以来、 リズムに力を入れてきましたが、 映像はもちろんのこと、さまざま まちづくりの手段の一つと位 まち 地域ブランド 熊野地 - や地域 歴史

誕生したまちです。「成熟した芸術文化の薫る な文化振興は、継続して行わないと根付きませ 心が特に高いことで知られています。 「群馬交響楽団」という市民発のオー ・ます。 私も地域文化は、 高崎市は地方都市にしては珍しく 芸術・文化振興に対する市民の関 の価値を高 ・ケストラが このよう めると

今や「文化」と「経済」が 共生する時代。 地域文化が付加価値を 生んでいきます。

です

地方から盛り上げてい

かないと、

市では映画館が減少するなど、

機能も有した、

総合芸術です。

衰退化が顕著現在、地方都

問題への関心を高めました。

映画は教育的

的福祉

多くの市民が参加しています バルなどの大会・イベントが開催さ マ チング

啓発効果も期待 市民に対する

れ、 フェスティ 下 春は映画祭、 秋は音楽祭、

興にも力を入れて

いらっし

ゃ

りについても、

お話しいただけます

高崎市では、昭和62年から「高崎映画祭」

今年で24回目を迎えました

なく、

映画祭の開催をはじめ、

ゃいます。その辺め、映像文化の振りションだけでは、今日お集ま

りの各都市はフィルムコミッ

細野

地域文化と

いう

観点では、

映画祭の試み

市民の「運動」から始まった

う思いが強くあります。

しいと感じることがある。「私たちのまちはこ作品の中に写った風景は、はっとするほど美もあります。普段から見慣れていても、映像西尾 加えて、映像は市民に対する啓発効果

真砂 充敏

田辺市長(和歌山県)

のず

の美しさや、今まで気付かなかった素味への効果もあると思います。自分たちのは市外に対する情報発信だけでなく、対真砂 同感です。私もフィルムコミッシ

映画でした。

キエ」という作品は、

た。当時はまだ一般的によく知られう作品は、アルツハイマーを扱った平成10年公開の松井久子監督の「ユ

ていない時代でしたが、多くの市民が映画を

この病気に対する理解を深め、

行われた、

教育効果もあり

ます

ha,

萩市でロ

ケ

います。

くり活動などにもつながるのではない

さに触れることができます。その体験が、

今まで気付かなかった素晴ら

自分たちの

対市 シ

彐

市民

と都市景観などへの関心を高め、

まちづ まちづ

てもらえるようになるまでに、社の関係者ばかり。俳優や監督 になるまでに、10年は必要でり。俳優や監督が映画祭に来、訪れるのは事務所や映画会

画賞の授与にも、

ところで、

グローバル戦略も地域活性化には、 戦略も必要

きになり閉塞感に包まれる」などといった論調す。新聞などでも「日本は縮む国」だとか「内向て、悲観的な意見を持つ人が多くなっていま細野 ところで、最近は、日本の将来に対し が目立っていますが、このような時代だからこ

ます。

財政事情が悪い中です

から、

予算も厳

しかし、

何としても継続させて

11

きた

て盛り

映画祭を継続していくかを課題としてい盛り上がった市民の熱意をどのように維持い 田辺市でも、せっかく映画ロケによっ

ケによっ

経緯があります。 残念なことに、

ちに対する愛着を生むのだと思います

るのが映像のよさですんなにきれいなのか」と

いなのか」とあらためて再

発見で

よね。

それが市民のま



口 l でしょうか。 ンは非常に重要になると思いますが、 力は万国共通です バルに活動することも必要です。 から、 フィルムコミッショ 映像の いかが

西尾 で、 になってくると思います。 地区を訪れています。 で撮影された中国映画が大ヒッ 同時に、 多くの中国からの観光客がロケ地の道東 おっしゃるとおりです。 地域ごとの国際交流も大切です。 海外映画の誘致も大切 近年、 -したおかげ

した。情報たことが、 核に、 ながっていくのです 大中心地として建設される「韓流ワー を結ぶ予定です。この都市はコンテンツの 函館市では今度、 函館市の文化的な発信力に感動してくれい、アジアの中で飛躍しようとしています 情報発信が国際交流やまちの発展についが、姉妹都市締結のきっかけになりま 韓国のある都市と姉妹都市 ・ルド」を

真 砂 めて、 ています。 6す。というのも、欧米に人気の観光地、観光振興に力を注いでいきたいと考え田辺市では欧米の観光客にも狙いを定 が同じ県内にあること。 さらに、 合気

したいのです。 ただ、

(中央大学総合政策学部教授)

k, 野 村 ンの観光ガイド 情報発信に生かしてもらっています。 ・ジャポン」)を見ても、

このような機会を生かして、外国人が訪れやだいていますよ。観光という面で考えると、をの5つの都市と姉妹・友好都市協定を結び、陸の5つの都市と姉妹・友好都市協定を結び、国際交流が必要になります。高崎市では各大 一歩になると思います。外からの目、外国人の いまちづくりを考えることも大切でしょう。

るなど、大きな効果があることが、よく分かを市外へ発信することにより、認知度を高めちの再発見につながるし、また、地域の魅力ミッションは住民にとっても、自分たちのま細野 ありがとうございました。フィルムコ

あり、日本の武道に高い関道の創始者である植芝盛平 -ルできること。このような強みを生か日本の武道に高い関心を持つ欧米人に別始者である植芝盛平翁の生誕の地でも

アピー

市熊野ツーリズムビューロ」では、カナダ人をそこで、地域の観光情報などを提供する「田辺 職員として雇い入れ、その感性を対外国人の り欧米人の感性に配慮しなければなりませ 効果的なP Rを行うためには、 やは λ_{\circ}

しても異なるところがありますね。ミシュラ 確かに、外国人と日本人の感覚はどう (「ミシュラン・グリーンガイ いまいち評価の基

松浦 外国人の感性を知るためには、地道ないる観光地づくりといった観点で検討したり、になるかもしれません。

外国人の目を意識することが第

す

す地域の中で大きな役割を果たすだろうともションや情報コンテンツ産業が、今後ますま経済構造が大きく変わる中、フィルムコミッりました。また、本日のお話をお聞きして、りました。 感じた次第です。 今後も市民と一体となって、 フィ ルムコミ

ます。 ざいました。 づくりを推し進めていただきたいと願っていいただきたい。そして、付加価値の高いまち ション事業に尽力し、 (平成22年4月7日、日本都市センター 本日は長時間にわたり、 地域活性化を果たして あり ・会館にて実施) がとうご



特

集

国と地方の協議の場、 スタート

これまで地方六団体などが強く求めてきた「国と地方の協議の場」が法制化されました。新政権発足後、国・地方双方の代表からなる検討チームとして「国と地方の協議の場実務検討グループ」会合が設置され、3回にわたる活発な議論の末、今年2月に開かれた第3回会合において法案内容の合意がなされました。現在、今通常国会で法案が審議されております。

今回の特集では、協議の場の具体的な制度骨子や今後の方向性、法制化が地方分権に及ぼす効果などについて4名の方にご寄稿いただきました。

寄稿 1

「国と地方の協議の場」の制度の概要と 具体的運営にあたって

衆議院議員、内閣総理大臣補佐官 逢坂誠二

寄稿 2

「国と地方の協議の場」の 法制化作業に参加して

寄稿3



制度の概要と具体的運営にあたって 国と地方の協議の場.

衆議院議員、内閣総理大臣補佐官 逢坂誠二

案の提出に至る経過、その概要及び今後の留 会で審議中となっている。本稿では、この法 法律案」が閣議決定され、 意点などについて記したい。 3月5日、 「国と地方の協議の場に関する 4月12日現在、

玉

必要性と経過 国と地方の協議の場の

律や政策が、 わせや意思疎通を経て決定されることは必 にも大きな影響を及ぼす。しかし、国の法 国の法律や政策は、自治体の予算や政策 しも多くはなかった。 自治体関係者と十分な擦り合

関する規制が強化される。この一部施行か 策を講ずる必要が生じた。 物の処理に関し、 ら完全施行までの5年の間に、家畜排せつ この法律が完全施行され、 せつ物法)が一部施行された。その5年後、 正化及び利用の促進に関する法律」(家畜排 平成11年11月、 「家畜排せつ物の管理の適 自治の現場では新たな対 当時、 家畜排せつ物に

> が大きくアナウンスされる場面は枚挙にい 決めたため、その後の自治体の現場の混乱 害者自立支援法など、 相当に混乱したと言ってよい。この家畜排 最低限の時間だったといえる。しかし、 間は決して長くはなく、 資金が必要となるため、 で求められた。この対策には相当な準備と 立により、これらの牛をはじめとする町内 以上の牛が飼育され、当然、この法律の成道ニセコ町長を務めていた。町内には千頭 とまがない。 や実態を十分に踏まえずに一方的に政策を せつ物法に限らず、ダイオキシン規制、障 上で策定されたものではないため、現場は の法律は、自治体の意見を十分に確認した の家畜糞尿への対策が、準備期間5年の中 国が自治体現場の声 実は5年という時 目標達成のための ح

行ってきたことは事実だ。しかし、その意いろいろな方式によって意見募集なども 聞かずに政策を決定していたわけではない。 もちろん政府は、 自治の現場の声を全く

> 見聴取などは、 関係者の不満は少なくなかった。 確ではない。つまり政府の政策決定にあた 言い訳と受け取られかねない現実に自治体 う扱われ、どう政策に反映されたのかが明 のが多いため、 「自治体の意見を伺った」という政府の 明確なル 自治体が発した意見がど ルに基づかな

から、 議を行うということが行われてきた。 場」を求める声が多くあった。そこで数年前 者からは、公式に「国と地方が協議をする を法制化する声が強まっていた。 てさまざまな協議ができるよう、 確な取り決めがなかった。そのため自治体 で、どのようなルールで開催されるのか明 政や国の予算について、官邸で事実上の協 関係者からは、国と地方が明確な根拠をもっ こうしたことを背景として、 この事実上の協議の場は、どんな場面 地方六団体などと政府側が、 自治体関係 協議の場 地方財 しか

法制化」を昨年夏の衆院選挙の政権公約に盛 そこで民主党は、「国と地方の協議の場

り込み、 新政権発足後、法制化作業に乗り

法案化作業とその概要など

府知事、倉田薫大阪府池田市長、古木哲夫 事実上の「国と地方の協議の場」で、地方側 として作業にあたった。 あり、総理大臣補佐官である私もメンバ 房副長官、 山口県和木町長の3名、国側が松井孝治官 ループ」の構成は、地方側から山田啓二京都 の共同による作業チームの設置」が提案さ から「協議の場の法制化に向けた、 今回の法案化は、 作業がスター 津村啓介内閣府政務官ら5名で 昨年11月に開催された した。この「実務検討グ 国と地方

法案化作業を開始した。3度の検討会の開 の過程そのものが、この法案の精神を体現 歴史上初のことと思われる。この法案策定 官邸で同じテーブルについて検討したのは 地方側原案を基にして、 府が条文化した。内閣提出法案について、 数多くの打ち合わせを経て、 催に加え、 したものであり、画期的なことだといえる。 法案の概要は次の通りである。 地方側が準備した原案をたたき台として、 国と地方側の事務担当者による 国と自治体が総理 最終的には政

長官、 財務大臣及び国務大臣のうちから内閣総理 地域主権推進担当大臣、 協議の場は、国側は、 総務大臣、 内閣官房

> 席し、 議長、 大臣が指定する者、 た内閣総理大臣は、 れの全国的連合組織の代表で構成する。ま 都道府県議会の議長、市長、市議会の 発言することができる。 町村長及び町村議会の議長のそれぞ いつでも協議の場に出 地方側は、都道府県知

重要なものとする。 治に影響を及ぼすと考えられるもののうち 政策その他国の政策に関する事項で地方自 び経済財政政策、社会保障に関する政策、 地方税制その他の地方自治に関する事項及 分担に関する事項、 教育に関する政策、社会資本整備に関する となる事項は、 第二に、 協議の場において、協議の対象 国と地方公共団体との役割 地方行政、 地方財政、

催、 の尊重などについて規定している。 このほか、協議の場の招集、 協議の概要の国会への報告、 分科会の開 協議結果

法案化にあたっての

を記しておきたい。 次に法案化にあたってのいくつかの論点

関する法案」とした。 ととし、法案名称も あり、「国と地方の協議の場」を採用するこ を実施し、言葉として定着していることも 地方会議」であったが、事実上の「協議の場」 会議名称は、当初の地方側原案では 「国と地方の協議の場に

> う」となった。 関係大臣及び地方六団体の代表が協議を行 治に重大な影響を及ぼす国の政策について、 果的かつ効率的な推進を図るため、 革の推進」と「国と地方公共団体の政策の効 的規定であったが、最終的には「地域主権改 くし効果的な制度化を図る」ことが当初の 「地方分権を推進」し、「行政の無駄を無 地方自 目

とはバランスを欠くと国側が主張した。 局、この協議の場への「総理のかかわり」を 全体を代表する立場の者がいない」ことなど 表する立場であるが、 り込まれている。 できること」など、 招集すること」「総理はいつでも出席し発言 議長等を指定すること」「協議の場は総理が を理由として、総理を正式構成員にするこ を強く望んだ。しかし「総理は政府全体を代 会議の正式な構成員とし、議長とすること の考えにずれがあった。地方側は、 より強く明確にすることで合意し、「総理が 総理の位置付けは、 当初案にはない事項が盛 地方側には地方団体 地方側の主張と国 総理を 結

包括的な形にして機動的にできる方がい との意見もあり、 き込むと)むしろ議論を狭めることになる。 な項目が列挙されていたが、「(具体的に書 の表現に違いがあった。当初案には具体的 い範囲を対象としたいと考えていたが、 協議の対象事項は、 「国と地方の役割分担に関 国側も地方側も、 そ

あ

とすることにした。協議対象事項は、条文 及ぼすと考えられるもの」のうち重要なもの 策に関する事項のうち、 協議の対象範囲となり得る。 なるものであり、 に話し合おうと決めると広い範囲が対象と にどう書き込もうとも、国と地方がお互い する事項」「地方自治に関する事項」「国の政 事実上、 地方自治に影響を あらゆることが

今後の留意点など

ならば、国と地方側の今後の協議の積み重 かじめ詳細な制度としていない。逆に言う はない。このようなことを考慮して、

あら ので

くるかは、必ずしも十分に見通せるも

運営上どんな課題が出

7 0) この協議

る可能性も高い。しかし、この可能性は、 場から判断しても、この法律によって、 国政に対し抱いていた、意思疎通の物足り 今後の運用次第で、 と自治体の関係が真の対等協力の関係とな 能性がある。 なさなどを解消する大きな手立てとなる可 ら見て、この法律には、 まず最も懸念されるのは、この協議の場 自治の現場に長く身を置いた私の立場か 加えて国政の場にいる今の立 大きくも小さくもなる。 自治体がこれまで 玉

に納得させる場となってはいけない。 例えば国の決めた政策を、地方側に一方的 題ではなく、 る必要がある。これは何も地方側だけの課 まうことであり、 が単なる要望やお願いの場だけになってし 国側にとっても同様である。 そうならないよう留意す

は総理であるが、 今回の法案では、協議の場を招集するの 協議の場の構成員は誰で

> 合は、 規定は極めて大事なものであり、 同じ権限を持っていると考えてよい。この 協議の場の開催は、 討グループ会合でも確認している。つまり ことができる。この召集の求めがあった場 の肝の一つと言ってよい もが、総理に対し協議の場の招集を求める 総理は誠実に対応することを実務検 国側も地方側も等しく この法律

を、 過ぎてはいけないと感じている。 従って、最初からこの協議の場に期待を持ち ない。つまり広い範囲の案件を詳細に議論す 思の統一に手続きが増える可能性も否定でき 増えるほど、 議論することは可能だが、 は、 策決定に自治体がどの程度関与できるのか 議論するのかなど、議論の対象案件と国の政 程の中で、自治に影響を及ぼす案件のすべて 件のすべてについて、 ることは、簡単ではないことが予想される。 科会を多数設置して、特定の事項に関し深く みると、どんな案件を、どのような深度まで るのは簡単ではない。こうした現実にかんが 日間で決まるのが通例だ。こうした窮屈な日 対策などは、年末の政府予算案決定直前の数 むことは可能である。しかし例年、地方財政 このため地方側は、 なかなか簡単に決まるものではない。分 さらにその詳細まで踏み込んで協議をす 国と地方側、それぞれ内部の意 この協議の場に持ち込 協議したいと考える案 分科会が増えれば

取り組みであり、

の場は、 細な制度設計を行わず、どちらかと言えば ザックリとした制度としている。 この法案では、協議の場に関しあまり詳 国にとっても地方にとっても初

題点も浮 能性を秘めたものであることを多くの方 とができる。それほどこの法律は大きな可 国家全体の民主主義を大きく発展させるこ 議の場の扱い次第で、 方式のみならず、 議論すべきだ。そうすれば日本の政策決定 やその内容などを、成果を焦らずに丁寧に が必要だ。協議のルールや協議すべき事項 しかし粘り強くこの協議の場を育てること 解をしながら、最初からあまり力まずに、 図がある。 議の場の在り方や位置付けを進化させる意 ね、その実践の積み重ねによって、この協 にご理解いただきたい。 こうしたことを国側も地方側も十分に理 かび上がってくる。 政策そのものの課題や問 日本の自治、 つまりこの協 そして

法制化作業に参加 国と地方の協議の場.

はじめに

と思う。 て取り入れられたことも注目に値することだ ストの中に「地方分権」が大きな柱の一つとし たのではないだろうか。そしてそのマニフェ のがここまで注目された選挙はかつてなかっ が現実のものとなった。マニフェストなるも 院総選挙は民主党の圧勝に終わり、政権交代 大きなテーマとして実施された昨年夏の衆議 「政権選択」と「政権公約(マニフェスト)」を

う機会を持つことができたのも画期的なこと 策担当者に対して公開の場で正式にものをい 分について特に自民、公明、 マニフェストにおける「地方分権」に関する部 なった。全国知事会や全国市長会が各政党の 地方公共団体の注目と期待を集めることと る地方分権改革の進展を象徴するものとして フェストの中に躍ったことは、わが国におけ 権」や「地域主権」という言葉が各党のマニ 子育てや年金、 医療などに加えて「地方分 民主の3党の政

であった。

形で示されることとなった。 姿勢は「国と地方の協議の場」の法制化という 番地と位置付けて施策を展開していくという 権公約で約束したとおり地域主権を1丁目1 選挙の結果誕生した新しい政権が、その政

法制化に向けた作業部会発足 「国と地方の協議の場」の

度の会合に要する時間は約60分と短時間で じまり2月18日の第3回会合で終了した。一 坂内閣総理大臣補佐官、津村内閣府大臣政務 制化に向けた作業部会に全国市長会を代表し 田京都府知事、古木山口県和木町長と私の3 は政府側、 て参画させていただくという重責を担わせて 人である。作業は12月18日の第1回会合には いただくこととなった。 ったが、 昨年12月私は、「国と地方の協議の場」の法 小川総務大臣政務官の5人、地方側は山 松井・瀧野両内閣官房副長官、 それぞれに忙し 作業部会のメンバー い公務の合間を 逢

官

池田市長 倉 田 薫



いる。か中身の濃い2カ月間であったように思って 縫っての日程調整のことを考えると、なかな

けることにいかなる意義があるというのであ ろうか。ここで、改めて述べてみたい。 ところで、この「国と地方の協議の場」を設

画期的なことである。文字通り国と地方が上 を図ること」これが、「国と地方の協議の場」 ことが具体的な形になって実現されることに 下、主従の関係から対等平等の関係になった と地方の関係でいうと過去には全くなかった 表者が関係大臣と協議を行う」というのは国 国の政策の企画・立案段階で地方六団体の代 の設置目的である。「地方自治に影響を及ぼす 方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進 もって地域主権改革の推進並びに国及び地 長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、 長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議 びに都道府県知事、 及び立案並びに実施について、関係各大臣並 「地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画 都道府県議会の議長、 市

育てていくことが重要 粘り強くこの場を

MAY 2010 市政

なるので、 補佐官をして「かつて首長として求めていた 代になって「やっとここまで来た」と感激して 長官もおそらく同じ思いであったに違いな り、総務省事務次官であった瀧野内閣官房副 て出た言葉である。地方側の3人はもとよ になるくらい感激した」と、思わず口をつい ことが、現実のものとなることに涙が出そう いる一人である。 い。もちろん私も、第二期地方分権改革の時 首長経験のある逢坂内閣総理大臣



「国と地方の協議の場実務検討グループ」会合での筆者(左側)

できたのではと思っているからである。 誓い合った。例えば、「後期高齢者医療制度」 になるよう双方が心掛けなければならないと 協議が実効性のあるものとして機能するよう 「協議の場」で政策立案段階において協議して や「子ども手当の給付」などについて、この いたとすれば、もっとスムーズに政策が実施 作業を終えて私たちはこの「協議の場」での

問題点その1、 内閣総理大臣の出席

長は、 いであり、 常時出席は不可能」ということは理解できる これが地方側としての基本的な要求事項であ あった。「この協議の取りまとめ役としての議 案件の一つに「内閣総理大臣の出席義務」が 理由もあった。 が、その一方で「国を代表する内閣総理大臣 しい」との考えであった。「公務多忙な総理が に対して、 この法制化作業の中で特に問題となった 政府側としては「内閣総理大臣までは難 内閣総理大臣とすることが望ましい」、 国と地方で不均衡になる」という 地方を代表する者は誰かがあいま

地域主権戦略会議では総理が議長になってお 流れの中で、「地方を代表するものが特定で 主従の関係から対等・平等の関係に」という れることにならないのか、 ることは承服できない。 きないから総理の出席はできない」といわれ これに対しては「国と地方の関係を上下 「協議の場」の位置付けが軽いものと見ら 現に政府が設置した せっかくの

> 反することになる、と地方側としては猛烈に地方の協議の場」の設置という基本的主旨に 場に出席し発言することができる」と規定す 理大臣は議長とはならず、「いつでも協議の 反論したが、結局、 ることにとどまった。 前者の理由により内閣総

問題点その2、大都市問題の協議の場

ある。 けのある地方組織の代表者となるのは当然でれるものだから地方側の代表者も法律の裏づ 定する国務大臣並びに地方自治法第263条 者」とされていた。協議の場が法律で規定さ の3第1項に規定する全国的連合組織の代表 に特に関連が深い者として内閣総理大臣が指 この協議の場の参加者は原案で 総務大臣、 財務大臣その他地方行 財

ただいた。 扱う分科会を常設できないかと主張させて として参加できないか、 市長会の代表者などが必要に応じて臨時議員 指定都市市長会、 私からは全国市長会として会長のみならず 中核市市長会、全国特例市 または大都市問題を

のご了解を得ることができた。 じて分科会を設けることについてはおおかた の臨時議員として関係市長の参加や必要に応 ではあるが、大都市問題などを協議する場合 長会の会長が正式メンバーとなることは当然 に規定される全国組織の代表者として全国市 その結果、 法制化される協議会だから法律 私としては、

きたと少々ほっとしたものである。 この段階で私の責任の一端を果たすことがで

される日もそう遠くはないのかも知れない の場に当事者となる大都市の代表市長が参加 の「協議の場」でも大都市制度が協議され、そ 唱えて「大阪都構想」を叫んでおられるが、こ 大阪では例の元気のいい知事がワン大阪を

問題点その3、協議内容の尊重義務

法律で定められた方針に従わない首長が出 内閣総理大臣の時といい、 要になるというだけのこと」と申し上げたが、 けで、今後は法治国家において法令を遵守 てくることを法律が想定していなかったわ 指摘があった。私からは「法治国家において を拒んでいる首長がいるではないか、との いう問題である。現に住民基本台帳ネット れぞれの構成員に周知徹底できるのか、と 者である。 あたる所管大臣で、 の場に出席する政府側はその政策の実施に したことに対する「尊重義務」である。協議 しない首長・自治体に対する罰則規定が必 もう一つの問題点は、「協議の場」で決定 この「協議の場」の決定事項についてそ クシステムについても、今なおその接続 権限・ れたものと思う。 しからば、 責任に対し、 地方側は六団体の代表 この六団体の代表者 一定の疑問が投げ 地方六団体の長の

> ものの存在意義が問われることになってしま に従わない首長が存在したら」と、そこまで いわれたら、この「国と地方の協議の場」その

決定事項に対する尊重義務とは、そ ととなった。 の出席者が負うことに限定されるこ う。ということで、「協議の場」での

むすびに

に前進することは間違いない。 方分権改革(地域主権改革)が画期的 二期地方分権改革の時代における地 の協議の場の法制化」によって、 国の各般の制度設計にあたり所管 いずれにしても、この「国と地方 第

2 カ月、 会 議の場」の法制化に向けての作業部 通った住民(国民)本位の施策が実施 げておきたい。 ろが大きかったことをあえて申 田京都府知事の陰の努力によるとこ でここまでまとめられたことにつ りまとめはされたものの、 されていく。そんな「国と地方の協 を開いて協議することにより、 の大臣と地方六団体の関係者が胸襟 幾つかの点でいささか柔軟に取 逢坂内閣総理大臣補佐官と山 しかも公式には3回の会合 わず 血の か

私としては先にも述べた通りこの

「全国市長会の会長の発言、

約束

て、 「協議の場」での協議が実効性のあるも ることを改めて期待していることを申し上げ 拙文のむすびとしたい。 のとな



[国と地方の協議の場実務検討グループ] 会合の模様

分権改革のブ 地方協議の法制化の意義と課題 になれるか

読売新聞東京本社編集委員 **青山彰久**

課題を考えてみる。 る歴史的な重みを確かめながら、これからの の覚悟が必要だ。国と地方の協議を法制化す 団体にも、 れることになる。だが、鳩山内閣にも地方六 する地方分権に向け、貴重な一歩が踏み出さ 立すれば、 にする法案が、国会に提出された。法案が成 「国と地方の協議の場」を法律に基づく機関 この仕組みを機能させるには相当 国と地方を「対等・協力」の関係に

立法過程に地方が参加する

側の双方に協議で合意した事項の尊重義務を るとしたこと。そして第三は、閣僚側と地方 せないため、分科会を設置して調査・検討す 体の各会長で構成)を形式的なものに終わら 長官や総務・財務などの主要閣僚と地方六団 議の対象にしたこと。第二は、 ぼすべての国の政策を企画立案の段階から協 今回の法案の核心は3つあるといってい 第一は、 地方自治体の行政に関係するほ 本協議(官房

> 期的だといっていい。 革はもちろん、地方交付税の規模を決める地 改革に伴う権限移譲や税源移譲などの制度改 ③経済財政、社会保障、 地方行政、地方財政、地方税制に関する事項、 てじっくり議論して積み上げるこの方式は画 る通例の本協議だけではなく、 きることになる。しかも、 要請するさまざまな政策まで、 方財政計画から霞が関の各省が地方自治体に など、国の政策で地方自治に影響を及ぼす事 このうち、 ①国と地方の役割分担に関する事項、 -と規定されている。ということは、分権 協議対象について法案の条文で 教育、社会資本整備 1時間程度で終わ 分科会を設け 幅広く協議で

方分権一括法で国と地方の関係を「対等・協 律に基づいて設置することは、平成12年の地 力」と位置づけた理念を一歩進めるものだと は言うまでもない。そのための協議機関を法 を共有して政治的に合意することが重要なの するためには、内政の分野で国と地方が情報 国民・住民に安定した公共サービスを供給

> 続き」の一つと位置づけることもできる。 化は「国の立法過程に自治体を参加させる手 案してきた歴史を考えれば、この協議の法制 いえる。これまで中央政府が一方的に政策立 問題はこれがうまく機能するどうか

協議することは今までやれなかったことだ。 次官)が次のように発言している。 「地方に影響を及ぼす政策を企画立案から

回会合で、瀧野官房副長官(元・総務省事務 方の双方が開いた「実務検討グループ」の第3

法案を煮詰めるために2月18日に国と地

だが、どう運用するかが一番重要。各省はど が必要なのは間違いない。 の機関の運用には国にも地方にも相当の覚悟 る瀧野氏らしい発言だ。後述するように、こ 入れるべく互いに頑張らなければならない」 と安心しないでほしい。法律ができたら魂を われも努力するが、 こまで前向きに対応するか分からない。 各省の本音も多様な地方自治体の実態も知 地方側も枠組みができた われ

その課題を考える前に、 まず、この協議が

とが大切のように思える。 法制化にたどり着いた道のりをかみしめるこ

56年前の嘆きを胸に―法制化の道のり

いてもそうだ。われわれの前の世代は何に苦 のである。国と地方の協議の場の法制化につ まで来たのか、そしてどこへ向かおうとして て息長く続く改革の場合、「われわれはどこ しみ、どう歩んできたかを知る必要がある。 いるのか」と確かめたくなる。 地方分権のように、いくつもの時代を超え 何が残された課題なのかを問いたくなる 何が実現でき

退社、郷里の秋田県横手市に帰って週刊新聞 だった。終戦を機に新聞の戦争責任を感じて る。むの氏は戦前、 ジャーナリストの一人に、むのたけじ氏がい 『たいまつ』を刊行した反骨のジャー 昭和という時代を地域から見つめ続けた むの氏がそこで書き続けたコラムを 朝日新聞のアジア特派員 ナリスト

> で次のような文章がある。 文庫)という本の中に、昭和29年1月の日付 集めた『たいまつ十六年』(復刻版・岩波現代

に口車、 7 く被治体、治められているものであり、治め りくり上手というのではお話になるまい。そ ば、何のことはない、宴会の座もち上手にや 町村長でやり手だと評判の人を洗ってみれ 庁へお百度参り、 絡所だけである。見たまえ、橋ひとつかけた ないと思っている。あるものは、地方行政連 んなシャッポをかぶった団体は自治体ではな 「日本にはほんものの地方自治体は存在 いるものの道具にすぎない 教室を建て増ししたいとあれば、 ナワ付きのおまけまでとび出す。 東京へ陳情-―飲ませ食わせ ソレ県 市

たが、 「理想ばかり言っても仕方がない」とあきらめ う」という論理だった。当時、多くの人々は きた人々が地域には数多くいた。 いつか何とか変革したい」と繰り返し戦って むの氏が嘆いたのは「国が決めて地方が従 むの氏のように、「この集権の論理を

「国が決めて地方が従う」はそう簡単に変わ

法で行われた地方自治法の一部改正。地方六 の代表を参画させたりする程度だった。 聴取したり、各省の審議会などに地方自治体 らなかった。政府が地方の意見を聞くにして これを一歩進めたのが、平成5年に議員立 公共事業計画の策定などで首長の意見を 「地方自治に影響を及ぼす法

> 律や政令その他の事項」について内閣と国会 限は容易に行使できなかった。 回答義務を強化した。だが、それでもこの権 括法では、さらに地方の意見に対する内閣の 意見具申権」の創設である。地方分権推進一 に意見を出す権限を認めたのである。「地方

を得なかったのである。 与党の頭越しに地方側に補助金廃止案を求め 現させた。これには伏線があった。当時の 沢市長)が、官邸で小泉首相に直談判して実 まったため、地方が求めた「協議」も認めざる たところ、政府の予想に反して地方案がまと 首相は、三位一体改革を動かすために各省と 長 (岐阜県知事) と山出保・全国市長会長 (金 たのは平成16年。当時の梶原拓・全国知事会 曲がりなりにも国と地方の協議機関ができ

が関からは「地方の不満を聞くだけの『ガス抜ず、地方側に招集権も提案権もなかった。霞 きの場』」と軽視された。 だが、この協議は年に2~3回しか開かれ

化」を入れたのだった。 ようと躍起になった結果、民主党も自公両党 けた総選挙を前に、各党が地方側の支持を得 束されたのは平成21年8月。政権の行方を も、政権公約に「国と地方の協議の場の法制 協議機関を法的に設置することが約 か

重くのしかかる課題

内閣の閣僚や地方六団体のトップは、



誦

4

助な分権政策を提案できるだろうか。 まず内閣側に課題がある。鳩山首相は、任 期中は消費税など大きな増税をしないと公約 する一方で、子ども手当、高校無償化、農家 の戸別所得補償など新たな財源を生み出せる 無駄追放の作業が、莫大な財源を生み出せる わけでもない以上、このままでは国も地方も わけでもない以上、このままでは国も地方も た幅な財政圧縮が必要になる可能性がある。 た幅な財政圧縮が必要になる可能性がある。 は、農家 の状況で、疲弊する地域を再生させる実質 のな分権政策を提案できるだろうか。

関の統治能力そのものが問われる。 関の統治能力そのものが問われる。 関の統治能力そのものが問われる。

首長団体と議会団体、財政の豊かな自治体とが、六団体はそもそも、都道府県と市町村、体を統合した提案をしなければならない。だ陳情する場にするわけにはいかない。地方全地方六団体側の課題も重い。もはや口々に

貧しい自治体の間で利害が異なる。各首長の 致治的な立場も違う。率直に言えば、霞が関 政治的な立場も違う。率直に言えば、霞が関 政治的な立場も違う。

効果も生まない単なる「お飾り機関」になる。

を忘れて気ままに行動すれば、何の政治的なに至るまでの歴史をかみしめてほしい。それ

がどこまであるかどうかも心配になる。せる法的な権限がない点だ。無投票で選ばれることも多い六団体の会長に政治的な指導力ることも多い六団体の会長に強治に強力を強力がある。

徹底した討論と地域政策

を与える。

そして、そうした討論を支える原動力は、そして、そうした討論を支える原動力は、かま形成力のさまざまな地域政策の実践だろい。人々に信頼される新しい地域政策を次々に打ち出す自治体の政策形成力の広がりが、地方側の討論だけでなる。本来、そうした討論をリードする力になる。本来、そうした対論をリードする力になる。本来、そうした対論を支える原動力は、

「国と地方の協議の法制化」は地方側の自立と自律を求めている。これまで、国と地方の調整も地方側の要望をくみ上げるのも自治官僚だった。今回の法律が成立すれば、自治官僚だった。今回の法律が成立すれば、治の歴史の転換点かもしれない。この転換治の歴史の転換点かもしれない。この転換を経て、総務省は、「地方自治体の利益を代存・擁護する立場」から「国の統治機構として地方制度を運用する立場」へと軸足を移すのだろう。

期待したい。



意思反映方法比較国政における基礎自治体の

財団法人日本都市センター理事・研究室長 吉田敏治

はじめに

財団法人日本都市センターは、平成20年 サーニーデンの3カ国を比較考察した。表1~ な、主な局面別に比較したものである。以下 を、主な局面別に比較したものである。以下

国会構成

する保証はないことに注意が必要であろう。 都市州が設けられている地域(ハンブルク、 すると、州と地方自治体双方の性格を有する 基礎自治体の意思反映方法というテーマから 決権と同数の議員を派遣できるが、各州はす 各州は、3~6票の票決権を有しており、 として議会に参加することも認められている。 任免されるが、州政府の構成員が議員の代理 参議院において基礎自治体の立場をよく代弁 レーメン、ベルリン)を除き、 ないとされている。 べての票決権を一括して行使しなければなら している。参議院議員は、各州政府によって の代表者をもって連邦の一院(参議院)を構成 連邦制国家であるドイツの場合、16ある州 もっとも、国政における 一般に州が連邦 票 ブ

て、基礎自治体の議員が占める割合が極めてることが多く、特に、国会議員の内訳としスでは政治家が各層の政府の代表職を兼務す一方、単一制国家である3カ国中、フラン

高いことが注目される。しかも、その議員が高いことが注目される。しかも、その議員が実質的に相当融合していることが特徴的である。(表1参照)

地方に影響を与える立法の過程

に提出する。この報告書は、関係する省庁、に、代替案を含めて政策を検討するため、一に、代替案を含めて政策を検討するため、一に、代替案を含めて政策を検討するため、一時的に調査委員会は、1人もしくは複数のメンめる。同委員会は、1人もしくは複数のメンめる。同委員会は、1人もしくは複数のメンロー(専門家、政府官僚、政治家など)によりが、一人では、スウェーデンの手続きがこの局面では、スウェーデンの手続きが

ドイツ

の機会が与えられる(連邦 議会議事規則)

> なけれ 事柄の

ば、

国策としても不整合な状況にな

協議にあずかることは当然であり、

むしろ

ってい

企画段階から主体的にかかわ

ど)を国の各層の政府間で配分するとい

った

ことが立案される場合には、基礎自治体が

果を与え、

あるいは限られた資源(税財源な

区町村長」を要件として国の法律上一定の効

いる。

て基礎自治体が

玉

の政策形成に影響力を持

国との争訴を通じ

策に反映されるよう期待したい

近に接している都市自治体の意見が国

0)

ることが容易に想像される。

住民に一番身

表2 地方に影響を与える立法の過程 フランス スウェーデン 日本 ○内閣提出法案については、)地方団体代表組織(地方 政府連合) は、調査委員 地方六団体は、準備中に 会への参画を通じて、法制 一定の情報を受けることに 化作業そのものに参画する なっている(新規義務付け ことができる。 施策に関する各大臣から 地方団体代表組織は、意 地方六団体への情報提供

地方団体代表組織 (ドイツ ○地方団体代表組織 (AMF 都市会議など)は、情報提 など)は、地方に影響を与 供制度(連邦各省共通職 える法案については事前 務規定) に基づき、事前に に情報を受けるのが通常。 情報を受けることになって 見聴取 (remiss) の過程を 制度:地方自治法263条 通じて、事前に情報を得ら の3第5項)。 れ、また、意見を申し出るこ とができる。 地方団体代表組織は、自 ○地方団体代表組織の代表 地方団体代表組織は、国 か方六団体から国会への 治体の利害に関わる法案 意見提出制度(地方自治 者が国会(委員会)で意 会 (委員会) で意見陳述を については委員会における 見陳述を行うことがあるが 行うことがある。 法263条の3第2項)。 法案採決の前に意見表明 諮問的なものである。)地方六団体は、国会(委

た通り、 府の体系はさまざまであるものの、 この報告書で考察した3カ国は、 基礎自治体の事務執行と関連があ 以上見

おわりに

得るシステムを有している。 る国政の重要な局面においては、 翻ってわが国は、大陸系諸国に多い、 の意思が何らかの形で実質的に反映され 基礎自治

とともに、 治体に期待する役割にふさわしい形になる 主体」たるべく期待されるようになって久し の基礎自治体が、 と関連を持っている。そうした中、 政策展開は必然的に基礎自治体の事務執行 を執行する法体系となっているため、 体(市区町村)が相互に関連のある事務権限 『行政学 ゆる「融合型」の国家であって(参照、西尾勝) る形で運用される必要があろう。例えば「市 。「国と地方の協議の場」 広域自治体 [新版]』、有斐閣、平成13年)、そも 地方団体側が相応の権限を有す 国民から「地域の総合行政 (都道府県)、基礎自治 は、 国民が基礎自 わが国 国の

員会)で意見陳述を行うこ

とがある。

表3 地方に影響を与える施策に関する協議・交渉方法					
		ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
	公式	○財政計画委員会:連邦・州・市町村の代表が参画(常設、年に2回程度開催)。 ○連邦制度改革委員会:連邦・州・市町村の代表が参画(非常設)。 ○連邦大統領との協議:例外的だが、協議することが可能。	○地方財政委員会: ・委員の大半は地方代表(常設)。(定数中、地方代表74.4%、うち基礎自治体またはその連合の首長51.1%)(2006年現在)・その下部機関である負担評価諮問委員会においても、地方代表が半数。	○地方団体代表組織は、政府 の調査委員会と意見聴取へ の参画が可能(法案作成過 程よりも早い段階から参画で きる)。	○新規義務付け施策に関する 各大臣から地方六団体への 情報提供制度 (地方自治法 263条の3第5項)。 ○地方六団体から内閣への意 見申出制度、内閣の回管 ルール (地方自治法263条 の3第2~4項)。
	その他の例	○イベント開催(国の閣僚を招待し議論)。 ○デモ活動(例:ドイツ市町村連盟は市長300人によるデモなどを組織)。	○定期面談 (AMFの会長は、定期的に首相と面談)。 ○イベント開催 (国の閣僚を招待して要望を伝えるなど)。	○地方団体代表組織の政策 提言が、国の政策形成過程 で骨格として採用されること がある。 ○一部の市(ストックホルムな ど)は、国と独自に交渉する ことがある。	○事実上の「国と地方の協議 の場」(2009年から、法制 化に先駆けて開催)。 ○イベント開催、各種アピー ル、政権公約点検など。

多 自 基礎自治体の関係など、 0 国における情報を鋭意収集してまい 状況の 治体の意思反映に関して、 いところであり、 価 や 連邦制国家にお 国政などにおける基礎 整理すべき課題は 引き続き諸外 がける州、 りたい

表1 国会構成 ドイツ フランス スウェーデン 日本 ○元老院:)連邦参議院: 一院制:)二院制: 国会議員は地方団体と 国会議員は地方団体と 各州(都市州3州を含 ほとんど地方議員で構 む)の首相・一部閣僚で 成。(全議席中、基礎 の兼務なし。 の兼務なし。 自治体議員60.4%、う 構成。 ち基礎自治体首長36 6%) (2006年現在) 国民議会:)連邦議会: ほとんど地方議員で構 議員は地方団体との兼 成。(全議席中、基礎 務なし(通常の国政選 自治体議員65.5%、う 挙で選出)。 ち基礎自治体首長46. 8%) (2006年現在)

段階で情報提供を受けることに加え、地方自 ど される。(表2参照) 案の形成などには大きな影響を与えていると ころであり、 などでも重要な交渉相手と認知されていると する機会を与えられることがルール化されて 議会の委員会における採決の前に意見を表明 治体の利害にかかわる法案については、連邦 る。 なお、同国は連邦制であるために、その枠 ベルにおける交渉を行っている。 ツ全土の地方自治体の利益を代表して連邦 は、 連邦レベルの地方団体代表組織は、 新規立法について連邦各省から早

終的な法案を作成する。 省庁は、こうした意見を整理・集約 に自らの立場を示すことが求められる。関係

機関、

あるいは地方政府に送付される。

また同国

0

憲法に相当する統治法上、

政府

聴取を行うことが義務付けられており、この

は政策の準備段階において関係者からの意見

仕組みによる意見表明者は、調査委員会報告

書の章立て、

項目に従いながら明確かつ簡潔

的にかかわることができるわけである。 調査委員会や意見聴取への参画を通じて主体 策について、その利益を代表する団体として、 仕組みにより、基礎自治体に関係ある国の政 2) から構成されている。 スティング20、 はすべての地方政府(コミュー が平成17年に合併して誕生した組織で、 道府県に相当するランスティ 市町村に相当するコミューンの連合組織と都 方、 ドイツの連邦レベルの地方団体代表 実験的な道州であるレギ 同連合は、 ングの連合組織 シ 2 9 0、 上記の 現在 オン ラン

組織(ドイ ツ都市会議、 実際に地方自治体にかかわる法 ド ツ市町村連盟な 連邦議会

内ではあるが各州は内政に関して相当程度の

して、 最

スウェーデン地方政府連合(SALAR)は

過半数を占めている。 たは基礎自治体連合の首長だけでも、

ても、委員の半数は地方代表である。 を担当する機関 (負担評価諮問委員会) にお 移譲に伴う財源補償の在り方と補償額の査定 また、 同機関の下部組織で、 国からの権限

定数

過程に、 ており、 ることが多い。 国政に参加するための協議機関が複数存在 同国では、このほかにも地方団体の代表が 何らかの形で地方代表が参画して さまざまな中央レベルでの意思決定 加えて、 このような機関への

参画が、多くの公職を兼任する議員によって 担われている。 これらの点は注目に値しよう。(表3参照)

市会議など)から意見を聴取している。 立法権を持っており、法案作成過程では州内 意すべきである。 には記載していないものの、

を占めている。例えば、 レベルの地方団体代表組織(各州のドイツ都 大半は地方代表であり、基礎自治体の首長ま 配分などの重要な決定を行うが、 要な決定に関して権威を持ち、 議制機関(地方財政委員会)が地方税財政の重 においても、 地方に影響を与える フランスでは、 施策に関する協議・ 地方自治体の代表が重要な位 国政レベルの行政 同国では、 交渉方法 このことにも留 一般交付金の その委員の 常設の合 システ

(福島県)

のにぎ

サ

イシティ会津が大

計16軒のショップが一斉にグランド の中心市街地一帯(神明通り、大町四ツ角商 した (街なかテナント 本年3月28日の日曜日、 野口英世青春通り、中央通りなど) ミックス事業)。 福島県会津若松市 オープン で

と多岐にわたっている。 店1軒、 食店3軒、精肉・総菜店1軒、 これらのショップは新規出店ながら、 グランドオープンした各店舗の業態は、 服飾店6軒、 アンテナショップ1軒、営業所1軒 化粧品・宝飾店2軒、 鮮魚・青果店 いず 飲 靴

ト照明付きショー シャッターは原則的に廃止。代わりにスポッ 2以上を開口部とし、旧店舗にあった店舗 が大きな特徴である。 さらにオープンに際しては、間口の3分の ショー

れも商店街の空き店舗を活用しているところ

インコンセプトの下に改修されている。 色を採用するなど、各店舗は統一されたデザ 観の色彩も上品な淡いパステル調の景観基準 内は夜間もライトアップする。

中心市街地の商店街が生まれ変わった

とで消費意欲が向上することが期待される。 な商品情報・生活情報が視覚的に得られるこ また、誰もが「歩いて楽しい」と思える通り こうした外観整備の結果、 外側からも多様

市街地の商店街には、 計33店舗もの統一さ

を設置し、

の実現を目指した。

される効果をも狙った。 とで、夜間に店舗前の舗道が明るく照らし出 ウインド ーにスポット照明を使うこ

なる。

ショップが誕生したことに

行ってきた(ファサー による外観改修を行い、 舗のうち17店舗も、 カ月の間に断続的にリニューアルオープンを した16店舗と同様の統一デザインコンセプト さらに各商店街で現に営業している既存店 ・ド事業)。 今回グランド 3月28日までの約1 プン

つまりほぼ同時期に、会津若松市の中心

菅家一郎 会津若松市長

による、 たデザ さまざまな業態の ンコンセプ

中心に、 訪れた大勢の人々が商店街やイベント会場を 商店街、寺院などで開催された。 当日には「あいづ手づくり市」(各種ハンドクラ ントミックス・グランドオープンの3月28日 る姿が終日にわたって見受けられた。 フトの販売と体験イベント) も中心市街地の各 この画期的な日を記念して、 街なかを楽しげに、ゆっくり回遊す 街なかテナ 市内外から

るとよく分かるのだが、 実際に生まれ変わったこの界隈を歩いてみ もともと大正・昭和

新鮮な印象を与える。 だりしている光景は、 ダンな新店舗群が要所々々に挟まったり並ん 初期の建築物などが並ぶ、 いの中心市街地に、これらの夜も明るいモ 新旧が交じり合った、 落ち着いたたたず

方向性を持ち、 会津若松市の中 長期にわたって空洞化が進行しつつあった 確実に生まれ変わりつつある 心市街地が、 一つの共通した



街なかのどこからも遠望できる会津磐梯山

ことが強く印象付けられるのだ。

性化支援補助金を活用させていただきました。 施行された地域商店街活性化法の中小商業活 危機対策臨時交付金の一部と、 21年7月に交付された国の地域活性化・経済 「これらの事業の実施に際しましては、 同じく8月に 平成

従来のテナントミックスの手法の枠を超えた 事業)と17店舗のリニューアルオープン (ファ グランドオープン(街なかテナントミックス る、 さまざまな創意工夫が凝らされていると自負 しております」 ある一定のコンセプトの下に商業集積を図 に位置付けられる手法ですが、 いわゆるテナントミックス事業のカテゴ ド事業)による今回の本市の事例には、 16店舗の

執っている。 長には菅家市長が自 関連事業は会津若松市「戦略的中心市街地賑 わい再生事業」の一環だが、 ん引する会津若松市地域活力再生本部の本部 今回の街なかテナントミックス事業とその そう語るのは菅家一郎会津若松市長である。 ら就任 同再生事業をけ 陣頭指揮を

たわけだが、ここに至るまでの経緯にはさま かテナントミックスが順調なスタ ざまな紆余曲折があった。 その大きな成果の一つとして、 まずは街な トを切っ

戦略的仕掛け ピンチをチャンスに変える

昭和40年代後半から顕在化し始めた交通体

通り化)対策にこれまで苦慮してきた。 移転、撤退などで生じる空き店舗(シャッタ 地の都市が、中心市街地における店舗の廃業、 系の変化などにより、ご承知のように全国各

ちづくり会津を早速設立した。 関係者の出資で全国初のTMOとなる(株)ま 施行された平成10年、 の現状を克服すべく、 会津若松市も事情は同じだった。そこでそ 市・商工会議所・商工 中心市街地活性化法が

市民との協働で精力的に実施してきた。 計画に基づく各種事業を、まちづくり会津や 街地活性化基本計画」を策定。以後、同基本 さらに翌平成11年には「会津若松市中心市

その結果、 心市街地の代表的な商店街



市政ルポ

口の拡大にも成功して現在に至っている。 話題を呼ぶとともに、 期テナントミックスの成功事例として大きな 浪漫調のまちづくり」をテーマに整備・修景。 た地区ということにちなみ、 して新たに公募命名した)の街並みを、 メージを従来から一新したこの事業は、 英世が学生時代の 観光客を交えた交流人 活性化の 一時期を過ごし 一環と 大正 初

況の影響は、各方面に深刻な影響を及ぼして 発した100年に1度ともされる世界同時不 級品に至るまでの幅広い品ぞろえが業態的に 心市街地の商店街においては、廉価品から高 いる。特に庶民の購買力が業績を左右する中 だが平成20年 一末のリ マンショ ックに端を



大正浪漫調のデザインで統一された七日町通り商店街

22年に相次いで大型小売店舗2軒が撤退し 周知の通りだ。 改善を行う た。そのために、当該の大型小売店舗2軒を 会津若松市の中心市街地でも、

ミックス事業は、そうした長年にわたる紆余会津若松市における今回の街なかテナント 方向性の転換を余儀なくされた。 活性化基本計画」 核に立案され、 会津若松市における今回の街なかテナン

だった。 撤退した大型小売店舗に入店していたテナン 的にいえば、 るための創意工夫を凝らした戦略的な仕掛け 曲折を受け、まさにピンチをチャンスに変え トを街なかの空き店舗に誘致したことにあり 「今回のテ 平 ントミッ ク ス事業の 特徴を端

さらに長年にわたる悩みの種だった空き店

売店舗が全国的に苦戦していることは、既に 常に求められ、 のが難しい百貨店などの大規模小 臨機応変な対応や抜本的体質

ち七日町通り、

野口英世青春通り

(この名

平成21年

実施されてきた「中心市街地 に基づく地域活性化事業は

限に防ぐことができます。 退の衝撃を和らげ、 ます。そのことで実質的に、 成22年2月に中心市街地から 売上額の市外流出を最小 大型小売店舗撤

開し直したともいえる。

舗が、 施したところにも特徴があります」(菅家市長) という、二重三重のサプライズ的な仕掛けを 国区的なブランド力を持つショ 冒頭にグランドオープンをご紹介した16軒 百貨店にテナント展開できるだけの全 ップで埋まる

のショップのうち13軒が、 中合会津店に入店してい 平成21年に撤退し

MAY 2010 市政

36

の商店街(しかも空き店舗に)へと、 これまで並んでいたテナントが、 テナントだっ いわ ば百貨店ビルの各階 中心市街地 面的に展

新なイ なった。これまでとはまったく違う活気と清 なショップ群が、混在しながら広がることに モダンさを持ちながらも接客や価格は庶民的 持つショップ群と、 ンコンセプトでリニューア なブランド力を持つショップと同様のデザ 同時に商店街の既存店舗がそれら全国区 百貨店テナント ージを各商店街に付加したことに 百貨店テナント のようなクオリティ ルされたことによ -のような を 的



中核都市としての誇り

させるに十分なインパクトが感じられた。

広域圏と共に常に歩む

る「会津地方」に大きく分かれる。

会津若松市は言うまでもなく会津地方の

一会

磐梯山や猪苗代湖から西側の盆地に位置す

法のユニークさと大胆な発想の転換において、 の推移を慎重に見守る必要はあるものの、 略的な仕掛け」の成果については、これから

全国各都市の注目を集めることを予感

武隈山脈の 県央部の阿 通り地方」、 面した「浜

ふもとを中心とする

「中通り地方」、

さらに

ミックス事業およびその関連事業における「戦

太平洋岸に

福島県は

それだけに会津若松市の街なかテナン

生、 活力再生のための大胆な仕掛けは、



さまざまなタイプがそろう市内回遊バス

(福島県)

キ

「会津地方全域」を指す広義の意味がある。 津」には「会津若松市」を指す狭義の意味と 核都市だが、会津ブランドという名称の

そのほかにも多角的に進行中である。 会津若松市が実施する戦略的なにぎわ

域の中、 市街地活性化の成否は、 若松市には常に両立してあるのだ。 の中心地だった歴史を基盤とする会津 に裏打ちされた特性とともに、 個の都市(城下町)としての独立した歴史風土 例えば前項で紹介した会津若松市の 心地というバ ックグラウンドが、 かつて会津藩 地方全 会津 中

の経済活性化にも結び付く大きな意味合 「会津地方の17市町村は歴史風土 の問題であるとともに、 会津若松市のにぎ 会津地方全域 一のきず な

で結ばれた、 ある意味では運命共同体とも



その決定的な打開策は現在も現れていないと

うのが、

正直なところだろう。

くり」だ。

したまちづ

る。

空洞化の進む中心市街地の活性化

と再開発

全国各都市の共通した重要なテーマであ しかし、地域性の違いはあるにしても、

会津ブ

ラ

翌 平

本市

成 16

年の北会津

村

と

会津伝統工芸品の一つ「会津絵ろうそく」が雪景色に揺ら めく会津絵ろうそくまつり(2月上旬)

が本市におけるす 担うことを前提とした、 方全域に置き、 りにあります 域資源の創造を図る。その原動力は強固 ちたまちづくりを行い、 指す姿勢を芯にして、 クオリティ このクオリティ 政基盤の確立と市民協働によるまちづく が、 の高さを目指している。 付加価値の高



心

市政 MAY 2010

江戸時代に会津を領有した松平家代々の墓が集まる院内 御廟は新たな観光資源としても期待される

でのクオリティ に通用するもの」、 『会津ならではの誇れるもの』であり『他地 たまちづくり』でした。 のサブタイトルは、 した際にそれぞれ策定した『新市建設計画』 その際に定義した会津ブランド 成17年の河東町との合併を果た ーの高さと深さです。 ーの高さと深さを常に目 すなわち 『会津ブランドをいかし **」であり『他地域** の意味は

会津地方の中心的な役割を 本市の視野を常に会津地 べての地域活性化事業に 魅力的かつ活力に満 中核都市としての それ い地 な

0) に 野口英世が青春時代を過ごしたことにちなむ野口英世青春通りは観光客の人気が高い (福島県)

鶴ヶ城をモチーフにした

ゆるキャラ・お城ボくん

(笹川ひろし作)

「地鶏を標ぼう

す

る品種は全国に数多く

コー 行 光を浴びるようになった。 され人気を博したNHK大河ドラマ という名称の下、 っており、 会津若松市を中 成18年度から ゆかりの地として、 スを形成してきたが、 福島県内でも屈指の人気観光 「極上の会津プロジェクト」 広域観光キャンペー 心とする会津 会津地方がさらに脚 平成21年に放映 地方では、

下地

共通する大きな特徴といえます」(菅家市長)

また、これと機を同じく して、 大河ド マ



鶴ヶ城は「武士の郷」会津若松の精神的支柱

ある。 魅力をも含めた「会津若松の丸ごとの魅力」で しての会津若松市が持つ、現代都市としての さまざまな魅力がある。 食、 さらには武士の故郷の 具体的には漆器、 末裔と 酒

リジ、 それを国内外に発信するに際しての統一 ーズには込められているのだ。 それがサムライシティというキャ ッ

段階だが、 モチーフにした「ゆるキャラ・お城ボくん」の 体的な事業展開は目下、 る。 ・ヤラクタ 「サムライシティ観光戦略」のコンセプ 成21年の秋に立案されたばかりであり、 平成21年11月には鶴ヶ城天守閣を を決定。 T Y 本年1月には「SAM の商標登録も完了して 今後の本格化を待つ 具

た整備への寄付金募集を通して、 今後は平 成27年の天守閣再建50周年に向け 広く全国的

お城ボくん 城内に甲冑姿のスタッ フを配する 「鶴ヶ城サム ライ演出事業」

なキャンペ イシティを統 な関心を高 ンを実施する したさまざま 定だ。 イメージに サ ムラ

開版の会津ブ また商品展

認定、 られ、 在で4の地域産品認定と43事業所の参画が得 どを行ってきた。その結果、 を基軸とする企業交流会、 手法として会津ブランド推進委員会との連携 事業展開を多角的に図っている。そのための 器」「会津地鶏」などの会津ブランドの ランドづくりとしては、 経済効果も徐々に高まりつつある。 モニタリングツアー、 「會津野彩」「会津漆 地域産品の厳密な 平成22年2月現 各種P R 事業な 確立と

オリティ 目を集めつつある會津野彩と、 得ている会津漆器や、 のポテンシャルは、 だいた会津地鶏のクオリティ 販売展開を実施して これらの事業にも会津ブランドとしての 今回の取材で飼育現場を見学させてい などに加え、 とネ ・ムバリュ すでに歴史的な高評価を かに効率的 いくかなど課題は多 品質の高さが全国で注 同様の将来性 か と事業として オリジ つ効果的 ナ た な 1] ク

会津」プロジェクト 信・海外発信することを目的にする いるほか、 米沢地域観光圏整備促進事業)にも注力して 地という共通項を持つ米沢市との連携(会津 『天地人』で描かれた上杉家がかつて支配した R A I 城下町・会津若松を単独で全国発 CITY(以下、 も実施中だ。 サムライ S A M シティ)

ンを

用するもの」ばかりだ。 た「会津ならではの誇れるもの」「他地域に通 た、まさに会津若松市の新市建設計画にあっ 材・料理)、自然の残る美しい風光などとい てきた会津地方の に共通する目玉は、 これらの多角的な観光振興プロジ 歴史的遺構や食文化 数百年間にわたって培っ エ ク **食** 9

家市長) 感の向 ベントを創出するのも面白いでしょう」(菅 素材の掘り起こしや魅力の つとなって誘客宣伝することによる連帯 「さらに広域的に連携することで、 ゆくゆくは全会津を象徴するようなイ 上と観光振興の相乗効果が得られま 創出、 全会津 新たな が

以来の歴史に培われた「武士道のふるさと」 グラウンドを感じてしまうのは、 なる地の利的な意味での連携以上のバッ プロジェクト」がある。これに対しても、 会津の地を結ぶ 創始した徳川幕府を最後まで守ろうとし 0) 地と、 また世界遺産の日 東照宮に祭られている徳川家康 「日光~会津観光軸元気再生 けおよび 光東照宮を擁す 会津若松市のブ 旧会津藩 る日 単 ク た 0) 光

極上の会津ブランドと

・イメージのなせる業といえるだろう。

サムライシティ会津

た城下 に発信するための戦略プロジェクト 想定した観光振興プロジェクトに対し、 観光軸元気再生プロジェクト ムライシティ会津」は鶴ヶ城を中心に築か 極上の会津プロジェクト」 町 会津若松そのもの 」など広域圏を の魅力を国 Þ 「日光 会津 内 サ 外れ

でしょう。 劇のエピソ 辰戦争での鶴ヶ城を巡る攻防戦と白虎隊の悲 下)となった新選組につながるイメージ、 務めた松平容保公の徳川家への忠誠心あふ る働きぶり、 「会津若松というと幕末の京都で守護職を さらには京都守護職預かり K. などを連想する人が多いこと 配 戊 n

シティ 長) 合的にPRする事業を始めたのです」(菅家市 光戦略を立て、 にも若者向けにもアピー 集中する傾向がありました。 幕末を中心とした歴史遺産に興味が特化して 市にはたくさん訪れてくださいます 観光客の皆さんが、外国人も含めて例年、 実際、 というキャッチフレーズを軸とする観 そうしたイ 城下町・会津若松の魅力を総 ージの原風景を求め ルしやす そこで国際的 が、反面、 サムライ 本 る

な武士道の 中世から現代に至るまでの歴史の中で、 会津若松には鶴ヶ城や白虎隊のみならず、 精神文化の背景として培ってきた 強固



ます。 を誇 だった純系地鶏が見事に復活したことは、 らとまだ歴史が浅いものの、 る、 本物の純系地鶏 会津地鶏は450 の血筋を 年以上

われている。 らんだ慎重なマーケティング活動が一方で行 る会津地鶏は肉だけでなく、 として、 現在、 近い将来の全国展開をに 卵も高級ブラ

象である するかのように 域活性化事業全般に通底する基本理念を象徴 展開する高度に戦略的、 周年を迎えたばかりの会津若松市が多角的に 上質な肉のうまみと卵のコクは、 一頭地を抜きん出て (取材・文 なおかつ質の高い地 市 制 1 遠藤 いる印 隆) 0



市にとっても本当に幸運でした」(菅家市長) 会津ブランドの新たな切り札として期待さ 食肉用の会津地鶏の飼育は平成4年 一時は絶滅寸前 上の飼育! 本 か

本物の地鶏の血統だけ が持つ、 会津地鶏 0)

ふるさとが私の活力 その活力をふるさと^

意義語 市長 (大分県) 永松博文 Hirohumi Nagamatsu

退し時代の変化についていけず、 圏を持つ非常に活気のあった地方都市で 町おこしを始めました。 店街の特色を生かして、平成13年度から まま取り残され、 を中心とした市の中心部は、当時の姿の ような姿でした。そんな氷漬け状態の商 したが、、昭和30年代、 -商店街が最も華やかで元 まさに氷漬けになった 後半から急速に衰 商店街

客でにぎわう姿に私を含めて市民全体が その当時の町並みをお金をかけず再現し、 非常に喜んでいます 成21年には、 観光施策で商店街を復活させる取り組み 気だった〝昭和30年代〞をテーマとして、 町」を訪れるようになり、 に上回る成果が上がり、 取り組みを始めて9年経過した平 33万人の観光客が「昭和の 私の予想をはる

私の活力は、郷土の素晴らしい財産と 山の中の家々

私の前職は大分県の職員でして、 市長

> 期目を迎えています。 田市から通算すると、 かったふるさとに帰り、 ある」と説得され 事(当時)から「君の郷土に恩返しすべきで として就任した平成10年当時、当時の市 た。そんな私が市町村合併前の旧豊後高 う市政大混乱の中、 助役、教育長が任期途中で総辞職と 、当時あまり好きではな 市長として現在4 平松守彦大分県知 初出馬をしまし

位置する、

人口2万5000人弱の小さ

な市です。

″昭和30年代』

の初めまで、

10万人の商

島をくにさきと呼びます)の西の付け根に

本市は、大分県北部の国東半島(この半 わが市は『昭和の町・豊後高田市』です。 はじめに

キーワードは、昭和30年代、

2人で生活しています。 とを目指しており、 はすべての生活において、市長であるこ たな施策を考える、こんなことで仕事そ 日中は公式行事への出席、内部での市政 登庁し、秘書と一日の仕事の して仕事の毎日です。「行住坐臥の禅」―私 に関する方針決定、そして夜帰宅して新 私は、生まれ育った古いわが家に妻と 私の市長としての生活は、 私の趣味は仕事です 打ち合わせ、 朝市役所に

中の家、での生活が12年目を迎えようとし る市役所の近くに住もうかと思いまし 員に申し訳ないと思い、市の中心部にあ ばならない事態が何度もあったため、 中の家、に住むことにしました。就任当時 らと思い、 えず自分の新しい出発は、自分の生家か になっても私と対応について話し合わ 市長に初就任し帰郷した折り、 市政も順調になり、気がつけば、山 議会とうまく行かず、職員が夜遅く 中心部から約12㎞離れた´山 とりあ ね 0)

は、

MAY 2010 市政



います

を持っています。 像やお寺のある数多くの素晴らし 国宝富貴寺大堂など、どこに行っても と緑の景色、 で透き通るような空気、素晴らしい岩 向けてみますと、 の活性化を図りましたが、 さて、 本市は、昭和の町で中心市街地 そして六郷満山文化由 大自然に囲まれきれ 市全体に目 い財産 石の肌 61 を

れた〝山の中の家〟での生活を通じて、 私は、市長としての職務と自然に囲ま 小さな郷土が持つ景色と歴史=



千年の時を刻む『田染荘』

私の市長としての

いくら忙しくても

活力は、郷土の財産と

心を癒やしてくれる山の中の家だと思い

が市の財産の代表として「田染荘」があ そんな懐の深い色々な魅力があるわ

とは、この上ない喜びでした。 時を刻む水田景観を残すことができたこ 何度も地元の方たちと話し合いを重ねま 残念で寂しい気持ちになり、夜遅くまで 代で無くしてしまうということがとても まま残してきた田染荘小崎地区を、私の や水田、そして周囲の景観を荘園当時の とで引き継ぎを受けました。集落の位置 ある水田を農地整備してしまうというこ に就任した時、 最も重要視された荘園です。 本宮である宇佐八幡宮の荘園の した。その結果、地元の皆さんの賛同を ただいて、農地整備を行わず、千年の あれから10年が経過した現在、 田染荘は、全国4万余りの八幡宮の総 このような歴史的価値が 一つで、 田染荘

大好きを超えて誇りに思うようになりま

の郷土が今ではとても大好きになり、

あまり好きでなかったは

財産をくまなく見て回っています。

市長

へは自動車を運転し、郷土の素晴らしい

休みの日は徒歩、

自転車、

そして遠く

ていただきましたことも、 であった田染荘も、国の財産、になると お見えいただいた際、現地をご案内させ うことです。 れるということは、これまでは市の財産 小崎を国重要文化的景観にする申出 平成20年、皇太子殿下にここ田染荘に っています。重要文化的景観に選定さ

その活力をふるさとへ ふるさとが私の活力

た私は、 ちに一生懸命教えています。 た郷土の素晴らしさを、 郷土の素晴らしさを知らされてな 子どものころ、これまで述 市長として触れることができ 今の子ども べてき か

ふるさとからいただいた活力をふるさ ふるさとが私に活力を与え、 地域主権社会への転換が 今後もこう そして



鉄と魚とラグビーのまち

石市は、 かな漁場「三陸沖」や、 、式の海岸線を有するわがまち釜 岩手県の東南部に位置し、 黒潮と親潮がぶつかる豊 良質な磁鉄 IJ



いて、 盛岡藩士 の新技術を開拓するとともに、 よる銑鉄の連続出銑に成功しまし 以来、 わが国で初めて洋式高炉に 工夫と努力で前人未到 大島高任が、

ち」として発展してきました。 鉄業と水産業を中心に「鉄と魚のま鉱、森林などの資源を背景に、製

覇を成し遂げ「北の鉄人」とも呼ば 新たなスター 石シーウェイブスRFC」 13年に地域共生型クラブチ の新日鉄釜石ラグビー部は、 まちとしても知られています。 れた新日鉄釜石があるラグビ ーグを目指して頑張っています。 ラグビー と共にラグビ トを切り、 日本選手 多くのサ のトップ として **権**7 ム「釜 平成 そ 0) 連

世界遺産登録に向けて

安政4年(1 857年)12月 釜石にお H

> てきました。 経済・社会の発展に大きく だけでなく、 た本市の歴史は、

代製鉄発祥の地」でもあります。 制定されるなど、本市は日本の「近 鉄鋼連盟によって「鉄の記念日」に これを記念して12月

鉄 本市のものづくりの原点である、 造りの歴史が欠かせないことや、 産業の歴史を語る上で、 60年で近代化を成し遂げた日 るよう提言がありました。 炉跡をその構成要素の一つに加え 本市の鉄造りの遺産である橋野高 録推進協議会の専門家委員会から、 口の近代化産業遺産群」世界遺産登 登録を目指しております「九州 こうした中、 懸けた先人の 本市の鉄 わず 本の 山 か

たと気付かされました。

引き継いでいくべき宝物でも

あ

人類が未来に

私

域を挙げて鉄造りに取り組んでき 日本の産業の近代化、 わが国の鉄鋼業 、貢献し

た 近代製鉄発祥を物語る、現存する日本最古の洋式高炉「橋野高炉跡」

ユネスコ世界遺産 1日が日本 組 チ が市民みんなで共有しようと取り 文化・歴史を愛する心」という、 とだと考えています。「ふるさとの 0) 精神、 ャレンジ精神が評価されてのこ んできたものが、 失敗しても挑戦

し続け

切に思う心をはぐくむとともに、 たちのふるさとの文化・ 出などにより、次代を担う子ども 今後も、鉄造り体験の機会の創 歴史を大

うと「就地取材」の精神を表してい いということで、これは一口で言いかなければ事は成し遂げられな っている人材、 活用 しながら導入して 0 技術をよ 0) は、 考えています。 を大切にして市民が幸せに暮らす がこの精神を土台に製鉄技術の近 ことができるまちを実現したい 化に成功したように、 であると思います。 まさにこの精神を体現した

私

は、

高任

この精神

と

されるよう各種の取り組みを進め

橋野高炉跡が世界遺産に登録

指しています

具体的には、

林内路網の整備や

の複合的供給システ

 Δ

の構築を目

たいと考えています。

緑のシステム創造へ

ともに、

定性間伐主体から列状・

ます。

性の向上と作業の効率化を図ると 高性能林業機械の導入による生産

定性の複合的間伐へと新たな施業

方法への変更を検討しています。

こうした15

れたものづ

世界遺産登録推進協議会と協力し

巧みに生かしながら、 本の近代製鉄技術を確立したこと る製鉄法の原理を取り入れて、 技術や水車動力などの自然環境を 高任が釜石の鉄鉱石 西洋におけ 製錬の土着 H

わ

せ、希望のまちづく

いりにま

い進

してまいります。

にしながら、

市民みんなの力を合

釜石にあるあらゆる資源を大事

ロ フ

事業では、

計画的な森林整備に加

源となっている林地残材を一体で

の創出など、

森林を中心とした地

の所得分配、

さらには雇用の場

安定的な用材搬出と未利用資

林外へ搬出・

供給する地域独自

築による林業の振興を図って 域循環型の木材供給システムの構

き

みんなで創る希望のまち」

この2つの取り組みで触れまし

造事業」に取り組んでいます。

この

と森林の二酸化炭素吸収量増加に

よる低炭素社会の実現、林家など

政の連携による、「緑のシステム創 用し、森林事業者や製造業者、 割を占める森林の豊富な資源を活

能の回復や、

化石燃料からの脱却

の有効活用による森林の公益的機

はもとより、

木質バイオマス資源

これにより、

森林の適正な整備

くりの人材と、本市の面積の約9 る鉄造りの歴史に培われたも

◆ ◆ ◆ 世帯数 1万7644世帯

づくりの歴史と、(まちの特徴) 15 (将来都市像) 人と技術が輝く 資源豊かな海と森50年を超えるもの 海と

(特産品) キャビア、 一夜干し、 地酒、 、仙人長老喜、酒、サンマみ

林を有するまち

盛岡市

「緑のシステム創造事業」で活用する林内未利用資源

て取り組む必要があると考えます。

近代製鉄の父と称される大島高

を生か

かつ市民の力を結集し まちづくりは地域資源

たように、



風に聞け」という言葉があり

全ます。

い技術を確立する際、

地域が

任の伝に「火のことは火を知るもの

山のことは山に、風のことは

釜石広域ウインドファー野高炉跡、観光船はまゆいのでである。 (観光) 釜石大観音、鉄((イベント) 四季の味覚まつり、 釜石はまゆりトライアスロン国際大 観光船はまゆり、五葉石大観音、鉄の歴史館、 ţ Ą 五葉 農漁業

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、 人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

市政 MAY 2010

実現を目指 生き活きところざわ あったか市

はじめに

北部地域では平たんな農用地が多 東京都に接しています。 るなど起伏に富んだ地形となっ 武蔵野台地のほぼ中央に位置 西部地域では丘陵地帯が広が 東京都心から30 市の東部・ Ļ km

雑木林、 車道の所沢インター ているまちであることです。 面影が残る豊かな自然とが調和し しています。その一方で、 いった豊かな自然と多くの緑を有 利便性の高い都市機能と武蔵野の Rを合わせて11の駅と関越自動 狭山丘陵、 都心へのアクセスを中心 日本一長いケヤキ並木と 魅力としましては、 利便性を生 狭山湖、 チェンジがあ 武蔵野の 私鉄と まず、 本市

> 拠地として活躍しております。 「埼玉ブロンコス」が、 とプロバスケットボールチー プロ野球の「埼玉西武ライオンズ」 拠地であることが挙げられます。 してまいりました。 次に、プロスポーツチー ムは、 共に地域密着型のチ ・ムの本



本市を本 ムの 両

レ l

います。 市制施行60周年と のは本市だけです。 なお、

1万5000年前から2万年前に た遺跡から、 旧石器時代の

本一に輝いたときには、優勝パ ムを目指す中、 など、市も市民と共に応援をして 20年の「埼玉西武ライオンズ」が日 与える存在となっています。 ポーツの魅力を、 ドを行い、 大いに盛り上がる 多くの市民にス 子どもには夢を 平成

野球チームの本拠地となっている 政令指定都市以外でプロ

航空発祥100周年

祥100周年を迎えます。 るとともに、 本年は、 市制施行60周年を迎え 平成23年には航空発

は既に人が住んでいたことが示さ 本市の歴史は、 市内で発見さ

> 三富開拓地割が柳沢吉保によって する街道筋の宿場まちとして栄え、 新田義貞の軍勢と鎌倉幕府軍と れています。 れたまちです。 造られるなど、多くの歴史が刻ま 江戸時代には鎌倉街道をはじめと 「小手指ヶ原の合戦」がありました。 鎌倉時代末期には 0

周年を迎えます。 市として発展し、 和した埼玉県南西部の中心的な都 を有し、豊かな自然と都市機能が調 行われ、急激な人口増加とともに首 には市内各地で大規模な宅地開発が でした。その後、高度経済成長時代 で8番目に施行しました。 当時は人 きました。 都圏有数の住宅都市へ変ぼうしてい 茶園と雑木林が広がり、 口4万2000人余りで水田、畑、 市制は昭和25年11月に、 現在では人口34万人余り 本年市制施行 農業が中心 埼玉県

は、陸軍の徳川大尉がつれた航空発祥の地です。 行場である「所沢飛行場」が開設さ 陸軍の徳川大尉がフランス製 本市は、 日本で最初の飛 -成 23 年

市民協働のまちづくり」

定める「まちの憲法」として位置付 主権の時代にふさわしい自治の基 けています。 本理念や市政運営の基本ルールを 責任を求められる地方分権・地域 くり基本条例は、 けています。一方、 政運営の「道しるべ」として位置付 に対応できる計画とし、今後の市 次所沢市総合計画は、 の策定に取り組んでいます。 画」と「(仮称)まちづくり基本条例」 本市では、 トする「第5次所沢市総合計 平成23年度からス 自己決定・自己 (仮称) まちづ 時代の変化 第 5

7

います。

市制施行60周年と航空発祥

0周年を機に、

先人が築き上

ボルの一つとして市民に親しまれ 沢航空発祥記念館は、所沢のシン 開設された所沢航空記念公園や所 菓子や道の名称として今でも残っ

航空発祥の地を記念して

時を重ねることになります。

アン

ファルマンの名は、

市内のお

がった明治44年から、

所沢の地から

大空に舞い上

複葉機のアンリ

ファルマン機に

ろです。 委員と市職員が協働して具体的な 市民と共につくり上げているとこ 検討を進めるため、 「パートナー 策定にあっては、「市民との協 ・シップ協定」を締結し、 どちらも公募の市民 平成21年には

コミュニティの構築」を市政運営 な地域活動・市民活動の広がりが 推進するためには、 不可欠です。 0) 民協働のまちづくりを このため「新たな地域 つとして掲げ、 市民の 主体的 0

1000 m (1000 m (1000

山車の引き回しに沸き立つ「ところざわまつり」

でいます。 民活動の拠点づくり 動できる仕組みづくりに取り組ん や安心して活

値となっています。 の同様の調査結果の中で最も高 肯定的な評価を頂きました。 を合わせると8割を超える方から る」「どちらかといえば持っている」 所沢への愛着について、「持ってい 平成21年度の市民意識調査では、 過去

引き続き努めてまいります。 と思っていただけるまちづくり かった、これからも住み続けたい れ はもちろんのこと、 くむことにつながるものと考えて とは、さらに所沢への愛着をはぐ 民協働のまちづくり」を推進するこ 「市民と双方向の市政運営」と「市 た方にも「このまちに住んでよ 以前から住んでいる方に 新たに住ま わ

ロフ

◆ ◆ ◆ 世人口積 ·世帯数 14 34 71 万 5 1 6 7 9人 8 2 世帯

化」をしっかりと引き継いでいくと

ともに、未来につなげていきたい

と考えています。

げてきた「ふるさと所沢の歴史と文

力ある生活文化都市 ゆとり・うるおい・活

い環境に恵まれ、自然と都市機能がなぐ航空発祥の地といった素晴らし丘陵に代表される緑、大空へ夢をつ丘をでが、近畿の特徴)武蔵野の雑木林、狭山

(特産品) 狭山茶、 焼きだんご、焼きだんご、 手打ちうどん、トイモ、ホウレ トイモ、



フェア、所沢シティマラソン市民フェスティバル、所沢市民では、所沢市民では、 、埼玉西武ライオンズ、航空記念公園、所沢航空11丘陵 (トトロの森)、狭 さいたま市 所沢市民文化わまつり、所沢

押絵羽子板

山湖、所沢航空記念公園、所沢航で観光)狭山丘陵(トトロの森)、 埼玉ブロンコス 発祥記念館、

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、 人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

の概 3

自然が共生するまちづく 念に基づ

はじめに

摩郡の5つの町が合併して誕生し 南岸に位置し、 丘陵の美しいコントラストが、 海岸線と常緑の広葉樹に覆われた リアス式海岸の複雑に入り組んだ 国立公園の指定を受けています。 町と隣接し、 は鳥羽市と伊勢市、西部は南伊勢 た人口約6万人のまちです。北部 与えています。 の地を訪れる人々に大きな感動を 入り 志摩市は三重県の中部、 口に突き出した志摩半島の市は三重県の中部、伊勢湾 市の全域が伊勢志摩 平成16年10月に志

「御食つ国」志摩

かな水産資源に恵まれた地域であ たことを意味する「御食つ国」 本市は若狭、淡路とともに、 朝廷に水産物などを献上して

化され、 駆者の努力により真珠の養殖技術 木本幸吉をはじめとする多くの先 神宮の神宮林などを水源とする3 源の宝庫となっています。 勢えび」や「あわび」といった磯根資 雑な岩礁域が好漁場を形成し、 呼ばれてきました。伊勢湾の湾口 ないのが真珠です。 本市の水産物として忘れてはなら に高い評価を得ています。また、 のできる「的矢かき」は食通から特 浄化技術により、 藤忠勇博士が開発されたマガキの マガキの養殖に適しており、 かな森の栄養が運ばれることから 本の河川が流入する的矢湾は、豊 より「あのりふぐ」としてブランド グが漁業者と旅館経営者の努力に は市内に水揚げされる天然トラフ から熊野灘にかけての外洋域は複 好評を得ています。伊勢 生で食べること 明治40年に御 最近で 故佐 一伊

> は世界有数の真珠養殖漁場となり、が確立されると、英虞湾、的矢湾 代表する特産品となっています。 定した「三重ブランド」として県を される水産物の多くが三重県の認 をもたらしました。 伊勢志摩の経済に特に大きな恵み 本市で水揚げ 的矢湾

れられ、 度経済成長の中で海への配慮が忘 化による生活排水の増加など、 な観光地化、 激な拡大や昭和40年代からの急速 みを得て生活してきました。 し、昭和20年代の真珠養殖業の急 本市の市民は、 海の環境は大きく変化 ライフスタイルの変 海から多くの しか 恵 高 L

酸素水塊」 海底近くの酸素濃度が低下する「貧 英虞湾や的矢湾では夏になると が発生するようになり、

経済発展と海の環境変化

てしまいました。



これまで生活排水対策や 見られるようになるなど、 な課題です。 市にとって、 て海が経済の基盤となっている本 然観察などの体験型観光の場とし は言うまでもなく、 性が失われつつあります。 外洋共に海の生物多様性や生産 藻が枯れる「磯焼け」という状態が ど前からアサリも採れなくなって います。また外洋の岩礁域では海 ました。酸素の欠乏により海底に む生き物は少なくなり、 このため、 海の環境保全は大き 漁業体験や自 內湾域 本市 水産業 20 年 ほ 内湾、 では 0)

域の地理的、

社会的環境や生態系

全は全国一律の基準ではなく、

地

の安定などを考慮した「望ましい沿

という概念に対する市民の意識の てきました。今後は「新しい里海」 施するための科学的な調査を行っ 総合的な沿岸域管理を効果的に実

環境の保全が図られてきました。

しゅんせつ事業などにより、

が環境施策として明記されて

V

機関と協力して、

英虞湾を中心に

康診断」事業とい

った取り組みを進

めています。

「御食つ国」と呼ばれた本市の豊

このように、沿岸域の環境保

「豊かな海」へ 「きれいな海」から

理などを総合的に推進することに 水質汚濁防止策、持続的な資源管 は、藻場、干潟の保全・再生・創生、 締約国会議 (COP10) が開催され 市において生物多様性条約第10回 多様性年」であり、 本年は、 また21世紀環境立国戦略に 多様な魚介類などが生息す 国連の定めた「国際生物 10月には名古屋

る自然の恵み豊かな「里海」の創生

ました。

海の環境を保つためには、これ

中で使われ始めていることを知り葉が「Satoumi」として世界

ましたが、

日本の「里海」という言

ロフィ

真珠いかだの風景が美しいリアス式海岸の英虞湾 とが求められています 域のさまざまな利害関係者と協力 組むことが必要です。そして、 支える生態系の保全と再生に取り 陸と海を含む沿岸域の全体を見渡 森・川・海を通じた水の循環など、 われてきた水質の浄化だけでなく、 までの環境行政の中で重点的に扱 して順応的な取り組みを進めるこ しながら物質の循環(食物連鎖)を

総合的な沿岸域管理による 地域づく

本市では、 これまで多くの関係

的管理に取り組んでいる国々が集 岸海域の環境」を創生していくこと まる東アジア海洋会議にも出席し リピンで開催された沿岸域の総合 う機運が高まりつつ 成21年11月にはフィ 海洋政策研究財団と共同で「海の健 省の「里海創生支援モデル事業」 必要になります。 るための中・長期的な計画作 向上や総合的な沿岸域管理を進め

そのため、

環境

が

積しています。

国や県、

関係団

進めるためには、多くの課題が山

からも海と共生したまちづくり かな海の恵みを後世に伝え、これ

を

ゃ

本市をますます魅力ある地域にし

の皆さんのご協力を頂きながら、

たいと考えています。

あります。 が必要だとい

平

◆ ◆ ◆ 世 人口 帯数 2万2669世帯

(将来都市像)「住んでよし、

訪れて

よしの志摩市」

八方に旬の逸品ありの「御食つ国」立公園に属し、四方に豊かな海あり、立公園に属し、四方に豊かな海あり、

島町、大王町、志摩町、阿児町、(市町村合併)平成16年10月1日、 部町の5つの町が対等合併 磯浜

(特産品) 真珠製品、 あのりふぐ、

地

志摩市長 大口秀和

イチゴ、 あおさ 南張メロン、てこね寿司、伊勢えび、あわび、きんこ、

国府白浜、天の岩戸、ともな安乗埼灯台、大王埼灯台、な産マリンランド、英虞湾 クゴルフ場海ほおずき、志摩自然学校、 ともやま公園、別台、御座白浜、 英虞湾、 御座白浜、荷山、 志摩パ

ロードパーティハーフマラソンが祭、安乗の人形芝居、潮かけ祭り、「公祭、中華の人形芝居、潮かけ祭り、「神学、中華の人が、中華の人が、中華の人が、中華の人が、中華の人が、中華の人が、中華の人が、中華の人 伊勢え 志摩



※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、 人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

市政 MAY 2010

安心安全の な自然に抱から

いにしえの都・長岡京

位置し、 ます。 向けては、「、環境の都、長岡京市環 境都市宣言」を行ったところです。 を制定し、 め、平成21年度に本市は「景観条例」 長岡京らしい景観をはぐくんでい ています。その西山の豊かな緑と 西は西山山地を境に大阪府と接し 市として、北は京都市につながり ふもとに広がる竹林や田園風景が 人々に心の潤い 長岡京市は京都盆地の南西部に 美しい西山の景観を守るた 乙訓地域を形成する中心 また、自然環境保全に と安らぎを与え、

花菜の産地としても名高く、 工業地区として発展する一方、 日本有数の大企業などが集積した は住宅・商業地区、 一といわれるタケノコやナス、 R東海道本線より西側の地域 東側の地域は 日

> 態となっています。 工業・農業の均衡の取れた都市形

別当を務めた乙訓寺、 王城の地であります。 全体が文化財の宝庫であります。 など数多くの名所旧跡があり、 る勝龍寺城、 かりの長岡天満宮、 の史跡である恵解山古墳、空海が 地域最大の前方後円墳で、 いにしえの都「長岡京」が置かれた 延暦3年(78 紅葉で名高い光明寺 中世の城であ 菅原道真ゆ また、 4年) に 国指定 乙訓 市

案により、 完成しました。同時に、 平成4年には、勝龍寺城跡を整備 主細川藤孝の長男・忠興にお輿入 の 娘 ・ れの様子を再現する れした城として全国的に有名です。 中でも、 市民が憩える勝竜寺城公園が 玉(後の細川ガラシャ)が城たま 細川ガラシャのお輿入 勝龍寺城は、明智光秀 市民の提

> シャ祭」が開催されました。 ます。 を中心として、盛大に行われていに、市民参加による時代行列巡行 りとして、 以後、ガラシャ祭は、 毎年11月の第2日

音楽のまち・長岡京

て、 ル」が国際的にも高い評価を受け 結成された「長岡京室内アンサンブ 森悠子氏を音楽監督とし、 岡京」としても有名になりました。 また、本市では平成20年度か 世界的なバイオリニストである 演奏活動をされています。 本市で

京都で開催される国民文化祭では、

なりました。そして、

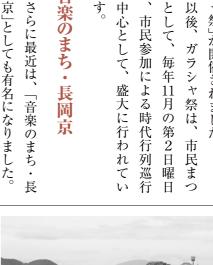
平成23年に

が、

この音楽祭に参加することに

5 内でも評価の高い中学生の吹奏楽 ります。平成21年からは、 きる「長岡京音楽祭」を開催してお および室内アンサンブルが鑑賞で 優れたオペラ、 オ ケストラ 京都府

市民まつ 曜日



キリシマツツジの美しい長岡天満宮八条ヶ池

ります。 オ いう大きな2つの演目の会場とな スティバル・クラシックバレエ」と ケストラの祭典」と「洋舞フ

現在、 本市では、 地域主権に向

まちづく

ij

「環境」「健康」「安全」の

る第3次総合計画第3期基本計画 成23年度~27年度を計画期間とす を策定しています。 市民と行政の協働により、

づくりに取り組んでいます 活力のあるまち、 特に本年度は計画策定を踏まえ りの3つのキ 「環境」「健康」「安全」をまちづ 都市基盤整備の一環とし 安心安全のまち として、

次に、

に新駅が、 と阪急電鉄京都線の交差する地点 て、京都第二外環状道路(にそと) 成24年度末に開業の 市は市南部地域の

取り組みとして、

有者、 ある西山の森を守るため、 また、 山の森に入り、 行政などが連携して、 地域住民、 過密なスギ

細川ガラシャのお輿入れを再現した長岡京ガラシャ祭

期待されるところです。 点の整備により、 高速道路のインターチェンジと鉄 駅周辺整備事業を開始しています。 利便性の向上と活性化を目指して、 もまれな、新しい公共交通の結節 道の駅が交差するという、全国で 広域的な発展が

世代を超えた幅広い交流を促進す 図っています。 ミュニティのより一層の活性化を ディネー 小学校区を単位として「地域コー を4月から開設しました。また、 る「多世代交流ふれあいセンター」 地域力の向上を目指して、 ター 」を配置し、 地域コ

犯灯や街路灯のLED化にもモデ 電システム設置に対する補助や防 ル的に取り組んでいます。 さらに、環境と景観を創造する 住宅用太陽光発

設立しました。その活動は、モデ から参画している会員の皆さんが ています。協議会では多様な主体 ルフォレスト運動として注目され 森林整備推進協議会」を平成17年に 本市の大切な緑の財産で 企業、NPO、 森林所 「西山

> 画と支援を続けています。 ます。本市は協議会発足時から参 な美しい人工林へと手入れして キ林を、 間伐などにより、 豊か 11

では、 を積極的に進めております。 災害時用マンホ 安心・安全なまちづくりの視点 本市は小中学校の耐震化や ルトイ の整備

用 これを契機に環境教育を推進して の小中学校全校にPFIの手法を いて、 さらに、平成20年度には、 空調設備を導入しました。 市内

ながら、 合 も「西山山麓、 の実現を目指してまいります 造と共生で住みつづけたい長岡京」 て地域力・文化力の向上により、「創 合わせではありませんが、 総額243億6160万円、 11 した。西山の豊かな自然に抱か したが、本年度一般会計予算は、 厳しい ます。 活力ある都市基盤整備、そし 自然環境と都市景観の融 財政状況の中ではあり 色鮮やか」となりま くしく 語呂 れ



(特産品) タケノコ、竹工芸品、

花菜、

◆ ◆ ◆ 世帯数 3万3818 7万98km 17世帯

(将来都市像) 住みつづけたい

りと歴史のまち

長岡京

みど

こフェスタ、 もみじまつり、

民の定住志向の強いまちがあり、交通の便にも恵まれた、住跡や多くの文化財、豊かな西山の緑跡で多くの文化財、豊かな西山の緑



(イベント) 春の観光まつり、 酒類㈱京都ビール工場乙訓寺、勝竜寺城公園、 乙訓寺、勝竜寺城公園、サ(観光)長岡天満宮、光明寺、 長岡京ガラシャ 『京ガラ・『竹林コンツ、名月の宴、竹林コン、あじさいまつり、秋の、あじさいまつり、秋の 竹林コン 楊谷寺、

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、 人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

MAY 2010 市政

5

今こそ独自 の突破力と発信力を

本年 度は飛躍の年に

ながら、

値と市民の幸せを生み出していけ そのような中、 るかということです。 ねばならない けた知恵比べが激化しています。 800余りの都市の生き残りを賭 が変わろうとしています。 れまで高いモチベー でどれだけ新しい行政の付加価 地方分権の大きなうねり 国と地方の関係その のは、発想やアイ 首長が考えてい ションを持ち 総社市はこ 全 国 b デ か のの



カストロ・ネーベス駐日ブラジル大使と握手

た 取 り 本年度は本市がこれまで進めてき 分野で№1を目指してきました。 の年にしたいと考えています 組みが形になっていく飛躍

霞が関に対峙できる 人材の育成

ぞれの課題に独自の取り組みを くっていくための人材育成は、 応できる自立した強い総社市を 行っています。 きなテーマです。 人事考課、職員の意識改革、 職員採用試験、 それ 大

マンを起用 ●職員採用試験に民間のジャ ッ ジ

るため、 題解決能力に秀でた職員を採用す 政策立案能力、 平成21年度の職員採用試験は、 2次試験の「あなたが総社 組織内突破力、 問

まちづくりのさまざまな フェストを掲げるか?」をテー市長に立候補するならどんな 長に立候補するならどんなマニ

マと

てくれるのか大いに楽しみです。 これからどう市役所を変えてい 験を勝ち抜いた若いルーキーズが の試験官を登用しました。 に、全国でも珍しい民間企業から したプレゼンテ シ ョ ン討論試験 この試 9

●総社オリジナルの人事考課制度

ます。 を生み出し、 事考課制度は、 に根付いていくものと期待して 意味での信賞必罰が市役所の組織 度となりました。これから、 ティブを盛り込んだ職員のやる気 も協議を重ね、 の先進的な制度です。 共同作業でつくり上げた本市自慢 ら職員と民間企業の人事のプロが 本年度から本格的に実施する人 人材を育てていく制 本格的 制度設計の段階か 職員組合と なインセン 良い

に注入 ●中央省庁のスピード感を総社

ごみ、 画力、 毎年若手職員を一年間文部科学省 広く知己を得て将来国との太い が国を動かしている中央省庁の に派遣していますが、 に注入してもらっています。また、 彦氏を迎え、霞が関の洞察力、 長に国土交通省キャリアの竹 市と横並びの行政をやればい ものです。 イプを持つ人材に成長してほし いう体質を変えていくため、 まだ多くの職員に染み付 国・県の指示に従ってほか スピード感を全職員の精神 実力を体感するとともに、 彼らには いて 副市 田 11 す 企 と わ 正 0)

ŋ 動力である血液となるのです。 自治体の体力の向上が不可欠であ くためには、 これからの地方分権を推進してい 職員の資質向上こそが、 その受けⅢとなる基礎 その原

総社流の政策を全国発信

これからの地方自治体は、 自 ら

仕事の 持ってやっていくことが、 大いなる役割です。 らの行政マンの心得の一つであり、 す出身者に対しても大切なメ 対しても、 の行政が今何を考え、 ていくべきです。自分の住むまち めて全国を意識した発信力を高め りませんし、メディアの活用を含 るかを発信することは、 ジになります。 や地域の特性をどんどん内 いろいろな分野で発信力を 故郷を離れ都会で暮ら ルしていかなければな それぞれの 何をやって これか 市民に ッ

動車新車200台の購入に対する けるとともに、国のエコカー減税 である自動車部品製造業を元気づ にも話題となり、本市の基幹産業 10万円キャッシュバ 平成21年3月に実施した三菱自 ックは全国的

ラ・モモタロウ・ 立ち向かう強いメッ 住民が多いまちで、 SOJ 本市を全国に発信できる大きなイ から全国に発信できたと思います。 本市は、 D A Y ントがありました。 また、 本年の2月と3月には、

A Z Ĺ A N

暮らしてい 市民の末裔たちは、現在景気後退求めブラジルに渡った多くの本市 づくりを進めています。 の中で厳しい環境に置かれていま されています。 国唯一のブラジル人学校「エスコー その痛みを分かち合い、 西日本有数の外国人の ける多文化共生のまち オカヤマ」が開設 00年前に夢を 市内には中四 共に

ロ・ネーベス駐日ブラジル大使や 生の取り組みに共感して、 静岡県浜松市とが「多文化共生に資 ました。この日開催のフォ たるメンバー 石川在エジプト大使などそうそう 国際名誉顧問に委嘱。 において、 イベント「SOJA DAY」を訪れてくださ ブラジル大使を総社市 が、 本市の国際交流 B R A Z I L また本市と カスト ーラム

「SOJA BRAZILIAN DAY」にて開催されたフォーラム

とってもエポックの1日になりま し、この日は日本の多文化共生に する人材育成等に係る覚書」を締結

導入へと結び付きました。不況に

セージを総社

●そうじゃ吉備路マラソン

ル、 た。早春の吉備路の美しい風景の る全国レベルの大会に成長しまし 8000人ものランナーが参加す うじゃ吉備路マラ 2月28日開催した「20 ハーフ、 4・6 ㎞の3種目に ソン は、 0そ フ

> ます。 ら に 遠来のランナーを温かく迎えて 走りやすさと爽快感では日本一の ンティアと関係者が一つとなって コースだと思います。 バージョンアップして、 の参加をお待ちして を走るこのマラソンコー 平成23年も2月27日にさ います。 地元のボ 全 国 スは、 か ら ラ

セ て「総社ここにあり」と、 本市はこれからも、 ージを送り続けます。 全国に向け 熱い X ッ

ロフィ

- ◆ ◆ ◆ 世 一 一 一 一 数
- 2万4353世帯

域交通の利便性により着実な発展をして栄え、現在豊かな自然環境と広(まちの特徴)古代吉備の国の中心と える心豊かな生活交流都市(将来都市像)地域・文化・自然が支

3月27日には、

本市の多文化共

社市、山手村、 (**市町村合併**) 、清音村により新設合平成17年3月22日、総

総社市長 片岡聡-

きびみどり製品 セロリ、イチゴ、赤米製品、玉豆腐、(特産品) モモ、マスカット、ピオーネ、

えとこそうじゃ」宮、きびじつるの里、サン直広場鬼ノ城、福山城址、名勝豪渓、 **〔観光〕**吉備路、備中国分寺、 宝福寺、 総社

祭、そうじゃ吉備路マラソン、総社市民まつり雪舟フェスタ、(イベント) 吉備路れんげウィ 神 義 が 民

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、

込むこと等を要請した。

改革にふさわしい見直しを、

地域主権戦略大綱に盛り

[行政部]

体への権限移譲」、②「義務付け・枠付け」の地域主権 方分権改革推進委員会第1次勧告を上回る「基礎自治 要請」を、鳩山・地域主権戦略会議議長、原口・地域

ることから、「地域主権改革の実現を強く求める緊急

主権推進担当大臣等に提出し、政治主導により、

務付け・枠付けを見直すとの回答が約6割となってい 基礎自治体への権限移譲を行うとの回答は3割弱、

義

限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し (第2次見直

し分)」についての回答の取りまとめが公表されたが、

(3月31日) において、各府省から「基礎自治体への権

森会長は、

4月1日、

「地域主権戦略会議(第3回)」

4月1日~4月30日

先月の全国市長会の活動状況のダイジェストをご紹介します。 なお、詳細は、下記アドレスでご覧いただけますのでご参照ください。

全国市長会ホームページURL

「理事会」を開催

#2

http://www.mayors.or.jp/

諸会議の開催状況等について報告があった。なお、

関係省庁に同決議を提出した。

事会終了後、

府県など広域で実施するべきであること等について発 が一元的に管理、運営すべきであり、少なくとも都道 効果が上がるものではないことから、基本的には、国 制度については、単に一つの市町村の行政努力だけで 意見を尊重した制度設計とすること。 方の協議の場」等で地方の意見も十分に聞き、 はじめ現場に混乱が生じることのないよう、「国と地 高齢者医療制度の制度設計に当たっては、被保険者を ことが現実的であると考えていること、今後の新たな さらに、国保をはじめとする様々な社会保障各般の 地方の

> 言をした。その後、 大のためのものであるので、 意見交換が行われた。

[行政部]

議」及び1月27日開催の理事・評議員合同会議以降の 会長会議において決定した「核兵器の廃絶を求める決 22年度の地方行財政運営について」と題してそれぞれ 講演が行われた後、本理事会に先立って行われた正副 する取組み等について」、岡本総務事務次官から「平成 福島内閣府特命担当大臣から「地方消費者行政に関 4月7日、理事会を開催した

律の整備に関する法律案)に関する自由民主党総務部 る法律案及び地域主権改革の推進を図るための関係法

進めてきたもので、概ね地方側の意見を踏まえたもの と高く評価しており、早期の成立を要請する。 準備段階から当会等地方の意見を基に共同して検討を については、地方が長年要請しており、今回の法案は、 地域主権改革一括法案については、義務付け・枠付 市長は、まず、 国と地方の協議の場に関する法律案

> なっていることから、その実現可能性には疑問がある 保険が強く反対している総報酬割を前提とした試算と

②実現可能であったとしても、

国保の負担軽減

Mayors' Action

盛り込まれていること、

国民健康保険の都道府県単位

えた市町村国保に対する財政基盤強化策の延長措置が

の穂積・秋田市長が出席した。

会の地方六団体ヒアリングがあり、本会からは副会長

のあり方等についての検討が行われ、岡崎・

高知市長

その後、保険料・給付・医療サービス等、費用負担

からは、今回示された財政試算については、①被用者

について報告を行った。

具体的には、同法律案に本年3月をもって期限を迎

保保険者の立場から意見陳述を行った

して、社会文教委員長の倉田・池田市長が出席し、

玉

り込まれていること等から速やかな成立を求めた。 に向かっての環境を整備するための新たな仕組みが盛

また、後期高齢者医療制度については、

立ち上がり

及び市長は、現行制度をベースに若干の見直しを行う の落ち着きを見せていることから、多くの広域連合長 時において種々の混乱があったものの、現在では一定

けの見直しは、

勧告の一部で、内容も勧告通りとなっ

ず国保保険者としては賛成できないこと、④国保が倒 おり実現できなければ、国保の財政負担増は回避でき の財源見通しはあるのかの懸念があること、③試算ど

れると、国民皆保険が維持できないこと等について発

国の政省令等で定める基準は、必要最小限とするよう 今後さらに積極的に進めていく必要があるとともに、 ていないなど不十分であるが、今回は、第一弾であり 地方自治法の改正案については、地方の自由度の拡 特段の異議はない旨の発

求めた。

[企画調整室]

衆議院厚生労働委員会に社会文教委員長の 倉田・池田市長が参考人として出席

#4

等の一部を改正する法律案」について審議。 療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法 月13日、 衆議院厚生労働委員会が開催され、「医 参考人と

岡﨑・高知市長並びに横尾・多久市長が出席 「高齢者医療制度改革会議(第5回)」に、

[社会文教部]

#6

市長が出席した。 に全国後期高齢者医療広域連合協議会長の横尾・多久 会国民健康保険対策特別委員長の岡﨑・高知市長並び 齢者医療制度改革会議」の第5回会合が開催され、 厚生労働大臣の下に設置されている「高

#5

3法案」に関する地方六団体ヒアリングに、 自由民主党総務部会「地域主権改革関連

副会長の穂積・秋田市長が出席

たな高齢者医療制度の制度設計にかかる調査結果」 会議では、まず、岡崎・高知市長から、 本会の「新 等

地域主権改革関連2法案(国と地方の協議の場に関す

4月14日、地方自治法の一部を改正する法律案及び

#7 「子ども・子育て新システム検討会議 倉田・池田市長が出席 (作業グループ)」に社会文教委員長の

できるようにすること、 保育料等の徴収すべき子育て関係経費に充てることが 可権限を都市に移譲すること、②子ども手当を未納の 委員長の倉田・池田市長が出席し、 築についてヒアリングが行われた。 世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構 業グループ)」が開催され、幼保一体化を含む新たな次 4月15日、「子ども・子育て新システム検討会議(作 ③「国と地方の協議の場」等 本会から社会文教 ①保育所設置の認

が必要であること等について発言した。

[社会文教部]

するため、国において国保財政の改善策を講じること 持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものと

また、横尾・多久市長からは、国民皆保険制度を堅

森会長が「地域主権改革の実現を強く求める 緊急要請」を鳩山・地域主権戦略会議議長等に提出

#3

#1

地域主権関連3法案に関する 公明党と地方六団体との意見交換会

が開催され、 改正法案)に関する公明党と地方六団体の意見交換会 関係法律の整備に関する法律案及び地方自治法の一部 場に関する法律案、地域主権改革の推進を図るため 地域主権関連3法案(国と地方の協議の 本会より副会長の穂積・秋田市長が出席

に進めていく必要がある。 ており、今後とも基礎自治体への権限移譲とも積極的 ていないなど不十分であるが、今回は、第一弾と考え けの見直しは、勧告の一部で、 に、地域主権改革一括法については、義務付け・枠付 と高く評価しており、 進めてきたもので、概ね地方側の意見を踏まえたもの 準備段階から当会等地方の意見を基に共同して検討を については、地方が長年要請しており、今回の法案は、 市長は、まず、国と地方の協議の場に関する法律案 早期の成立を要請するととも 内容も勧告通りとなっ

会答申事項の一部等地方の自由度の拡大のためのもの 地方自治法の改正については、第29次地方制度調査 特段の異議はない旨の発言をした。

であるので、

[行政部]

化した組織としてはどうか、②待機児童解消の観点か 況や子育て施策を実施する上での問題点等を紹介する 等の提案を行った。 縦割り行政とならないよう、 とともに、①子ども家庭省の設置については、更なる また、併せて、池田市における子育て施策の取組状 幼稚園の受入れ年齢を2歳に引き下げたらどうか 就学前の子育て施策に特

に係る制度の構築を図ること等について要請した。

いて、地方の意見を十分に聞いた上で、子ども施策

受できるよう、国は、「学校教育の改善」と同時に「学

[社会文教部]

関する有識者ヒアリング(第1回)」に 「今後の学級編制及び教職員定数の改善に 細江・岐阜市長が出席

月19日、文部科学省主催の「今後の学級編制及び

#8

出来るよう、 及び教職員定数のあり方を中心に意見陳述。 を代表して細江・岐阜市長が出席し、今後の学級編制 教職員定数の改善に関する有識者ヒアリング」に本会 具体的には、①学級編制権及び教職員定数について

慮しつつ、全ての子どもが教育環境の機会を平等に享 差が更に拡大することから、それぞれの役割分担を考 (塾等)」が併存し、家庭環境の違いにより、教育の格 市自治体に移譲すること。③学校教育と「学校外教育 に配慮した広域的な人事交流が出来るようにした上 譲すること。②教職員人事権については、地域の実情 は、地域の実情等に応じた柔軟な対応や教職員配置が 所要の税財源措置と併せ中核市をはじめとする都 所要の税財源措置と併せ都市自治体に移

> 校外教育」への取組を行うべきではないかなどの発言 を行った。

[社会文教部]

#9 地域主権戦略会議「補助金の一括交付金化に 関する地方ヒアリング」に森会長が出席

長 するとともに、 付金にあたっての考え方について」を資料として提出 は森会長が出席し、都市財政基盤確立小委員会(委員 化に関する地方ヒアリング」が開催された。本会から 4月19日、 土野・高山市長)が取りまとめた「補助金の一括交 地域主権戦略会議「補助金の一括交付金

- 一括交付金化の方向性については理解し期待する 地方の自由度の拡大につながることを前提として、
- に必要な予算総額を確保すべきである n た三位一体の改革の轍を踏むことなく、 一括交付金化にあたっては、国の財政再建が優先さ 事業の執行
- がるものとすべきである 地方の役割分担に応じた適正な税源配分と地方交付税 の財源調整機能・財源保障機能の充実・強化等につな 一括交付金化はあくまでも過渡的な措置とし、 国と
- ある 実績報告事務等は極力省略・簡素化が図られるべきで ・一括交付金における国の事前事後の関与や申請手続
- 形成を最優先すべきであり、 まとめるべきではない等の意見を述べた。 国と地方の協議の場等で十分協議し、地方との合意 期限を決めて拙速に取り

縦割りとなっている省庁別の補助金を横につなぐこと 実施する事業の規模により、年度間の予算額の振幅が を個人的な意見として付加した。 を可能にすることで、相当の効果が見込まれること等 視野に入れた検討が必要であること、さらに、 軽減し、合意形成に資するためにも、段階的な実施も のように平準化するか等が課題であり、地方の不安を 大きく、また、数十年に一度という大規模な事業をど その上で、基礎自治体は都道府県に比べ、その年に 現在、

取りまとめて提案することとしている。 括交付金化の制度設計の進捗に合わせ、 なお、 全国市長会としては、今後、 政府における一 適宜、 意見を

[財政部]

#10事実上の「国と地方の協議の場」を開催

4 月 22 日、 本会からは森会長が出席した。 事実上の「国と地方の協議の場」が開催さ

が出席した。 当大臣、枝野内閣府特命担当大臣、 総務大臣、仙谷国家戦略担当大臣、 会議には、森会長をはじめ地方六団体会長が出 政府からは、鳩山総理大臣、平野官房長官、 峰崎財務副大臣等 原口内閣府特命担 原口

方の発言・迫力が必要との発言があった。 括交付金化等を進めているが、府省の抵抗も強く、 地域のあり方を抜本的に改革していく、権限移譲、 一丁目一番地の政策であり、補完性の原理に基づいて 冒頭、 鳩山総理大臣からは、 地域主権改革は政権 地

地方六団体側からは、地域の雇用や活性化が大きな

ける必要があること、中期財政フレームのなかでプラ 課題であり、成長戦略の中に地域活性化戦略を位置付 んでもらいたいとの発言があった。 債の負担を減らしていくという前向きの考えで取り組 行革や歳出削減努力をしてきている。成長しながら負 に地方財源が約6兆円減らされた経緯がある。地方は イマリーバランスを持ちだしているが、小泉政権時代 権限の移管については、市長会としては様々な意見が を設けること、③特に、法務局、地方法務局の事務・ 徹底した整理・合理化を図ること、②改革後、国に残 出先機関が行っている事務・権限の必要性を精査し、 る協議会の設置及び市町村の意見反映のための仕組み る機関や新たな機関については、地方自治体の参画す 都道府県、

けではなく高齢者福祉などもあり、他の福祉とのバラ をぜひ進めてもらいたいこと、子ども手当について ンスを考える必要があること等を発言した。 の個人住民税の額と同じである、福祉は子ども手当だ 介護保険、後期高齢者医療保険の合計、さらには、市 は、長岡市の例では、子ども手当の額と国民健康保険、 森会長からは、新しい公共として住民パワーの活用

るとの発言があった。 財源のカットの理由に使うべきではないとの認識であ ンスが重要であること、プライマリーバランスは地方 鳩山総理からは、子ども手当は、現物と給付のバラ

せ、

を大幅に移譲することなどについて要請した。

また、矢田・神戸市長からは、

①指定都市には、

真

関係市と十分に協議を行うこと、⑤出先機関改革に併 河川の選定に当たっては、移譲後の管理水準も含め、 を構築すること、権限移譲する個々の直轄国道や一級

国、都道府県から基礎自治体に対し、事務・権限

[企画調整室]

に国・道府県が担わなければならない事務以外の全て

#11 全国市長会、全国町村会からのヒアリング」 地域主権戦略会議「出先機関改革に関する に石垣・新見市長と矢田・神戸市長が出席

必要としないことも含め、地方が主体的に決定できる けはすべきでなく、事務権限の見直しに応じて移管を 職員等の移管にあたっては、国からの一方的な押し付 担に見合った税財政制度を確立すること、④地方への 移譲すること、③指定都市が大都市圏で果たす役割分 るにあたっては、人件費を含め必要な財源全てを税源 の事務を移譲すること、②地方に事務・権限を移譲す

ような仕組みとすることなどについて要請した。

[行政部]

神戸市長(指定都市市長会会長)が出席した。 され、石垣・新見市長 (行政委員会委員長) 及び矢田・ る全国市長会、全国町村会からのヒアリング」が開催 4月22日、地域主権戦略会議「出先機関改革に関す

出先機関改革に当たっては、

#12 盛り込み、 主要項目について、各政党の政権公約に 地域主権改革を実現するために不可欠な 森会長、政権公約調査委員会委員市長が 実行するよう要請

市町村間の役割分担の明確化と併せ、

要請書を提出した。 会民主党の重野幹事長、国民新党の森田政策会長に 研究会の玄葉光一郎会長に面談要請した。また、 向けて各政党の選挙公約に、地域主権改革を実現す 進委員会委員の石川稲城市長は、参議院議員選挙に 長の倉田池田市長、 盛り込み、実行するよう民主党地域主権・規制改革 るために不可欠な主要10項目について、 4月27日、森会長並びに政権公約調査委員会委員 同委員の岡村川口市長、 選挙公約に 政策推

県への移管に関しては、懸念意見があること、移譲後 員会に提出したこと、④直轄河川、直轄国道の都道府

も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組み

あることから、両論併記で意見を地方分権改革推進委

要請を行った。 石破政務調査会長、 翌28日には森会長、倉田池田市長が、自由民主党 公明党斉藤政務調査会長に面談

等の改革、 議の場の適切な運営。 府県事業負担金の抜本的見直し、 国庫補助負担金の改革、⑦国直轄事業負担金・都道 定率の引上げ、⑤国と地方の役割分担に応じた税源 配分と地方消費税の拡充、⑥地方の自由度を高める 素・効率化、④地方交付税の復元・増額の継続と法 の拡大、③国と地方の役割分担を踏まえた行政の簡 申し入れの内容は①都市自治体への権限移譲の推 ②義務付け・枠づけの廃止・縮小と条例制定権 ⑨子ども手当のあり方、 8高齢者医療制度 ⑩国と地方の協

[企画調整室]